

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和6年3月12日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査----- (総務部・建設部・会計室所管分) 質疑(嶋野浩一郎委員、野口博委員、安藤薫委員)	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査----- (市長公室・総合行政委員会・消防本部所管分) 補足説明(市長公室長、行政委員会事務局長、消防長) 質疑(塚本崇委員)	51
散会の宣告-----	65

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和6年3月12日（火）午前9時59分 開会
午後4時35分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	三好義治	副委員長	安藤 薫	委員	野口 博
委員	南野直司	委員	塚本 崇	委員	香川良平
委員	嶋野浩一朗				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
市長公室長 平井 貴志 総務部長 山口 猛
建設部長 武井義孝 消防長 松田俊也
総合行政委員会事務局長 石原幸一郎
総務部理事・防災危機管理課長事務取扱 丹羽和人
消防本部次長兼消防署長 幸田英基
会計管理者兼会計室長 柳瀬哲宏 建設部次長 松倉昌明
市長公室副理事 森川 護 同室副理事兼秘書課長 川西浩司
同室副理事兼人権女性政策課長 由井秀子
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子 同部副理事兼工事検査室長 永田 享
建設部副理事兼道路交通課長 寺田満夫
同部副理事兼建築課長 江草敏浩
総合行政委員会事務局副理事兼局次長 溝口哲也
消防本部副理事兼警備課参事 林 州次
広報課長 仲野 誠 政策推進課長 有場 隆 人事課長 松本泰洋
総務課長 真鍋伸也 資産活用課長 浅田明典
情報政策課長 下郡光礼 市民税課長 石坂直樹
固定資産税課長 中尾昌志 納税課長 藤原英昭
都市計画課長 杉山 剛 水みどり課長 宮城陽一
道路管理課長 西 勝也 消防総務課長 大藪 忠

予防課 大坪 孝志 警備企画課長 角田 哲志 救急救命課長 小田原利博
警防第1課長 日野 啓二 警防第二課長 小西 智文
政策推進課参事 寺田 荘史 政策推進課参事 垣本 和宏

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井 陽子 同局次長代理 香山 叔彦

1. 審査案件

議案第1号 令和6年度摂津市一般会計予算所管分

議案第9号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第10号）所管分

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は嶋野委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

それでは、嶋野委員の2回目の質疑を行います。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 それでは、2回目の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

財政のところをまずまとめてお聞きをしたいと思います。先週、妹尾副理事からご答弁をいただきまして、私の受け止め方といたしましては、決して楽観はできないけれども、過去の危機的な状況から比べるとまだ良好な状態は保っているということかと思います。確かに過去には、およそ1,000億円の借金を積み重ねていたと思いますし、何とかして財政破綻を来さないように、いろいろと市民サービスもカットしていったり、あるいは平準化債も発行して何とか乗り切った経過があったと思います。

そういう点で申し上げますと、中期財政見通しを拝見しておりますが、令和9年度には、最悪の場合もう基金が底をつくことになっております。財政方としては、いろいろと皆さんに危機感を持ってもらう意味でいうと、非常に適切な取組なのかなとは思っています。

一方で、なぜそのようになったのかについても、まちづくり全体として私は評価をしていく必要があるのかと考えているところがあります。

何が言いたいかといいますと、話が長く

なってしまいますが、私が議員にならせていただいて、当初出てきた大きな計画というか、まちづくりの一つとして阪急摂津市の開業といったものがありました。

もし、阪急摂津市駅が開業していなかったらどうなっていたのかと考えると、恐らく今の京都線の連続立体交差化といった方向性はいまだに要望している段階で留まっていたのではないかと思います。恐らく南千里丘のまちづくりも今の形になっていないだろうし、ダイヘン跡地には物流の拠点が出来てきて、法人市民税、事業税の観点から見ると恐らくよかったと思われます。ただ、人口もここまで増えていませんから、摂津小学校の校舎は増築する必要もなかったと思います。待機児童も、今のような数で推移をしていなかったと思います。そういった点で見たり、あるいは財政の観点で見ると、やっていたことがよかったのかもしれない。あるいは千里丘駅西口も、組合施行でやろうとしていたけれども、そこで結果が出なかったから、もう諦めますというのも一つの選択肢であったと思います。しかし、どちらのほうがかまちづくりとして見たときによかったのかを考えると、私は摂津市駅が出来て、南千里丘の開発が出来て、千里丘駅西口についてもこれからですけれども、その再開発に向けてやっていく方向性を持ったほうがよかったと思います。なぜかという、何も事業をしなかったら、それは新たな起債もありませんし、基金だって潤沢にたまっていたのかも分からないです。しかし、まちをよりよくしていこうという姿勢のほうが大事だと思います。恐らく住民の皆さんも何もしてくれへんまちだと言うのではなくて、何か果敢に変えようとしていると、何かチャレンジをしている姿をしっかりと

と受け止めていただいたほうが、私は住民の皆さんにとっても、まちに対する愛着であったり、あるいはその誇りであったり、そういったところが醸成されるのではないかと考えています。

そういう意味で、確かに財政方からすると、しっかりと財政規律といった視点も持って見ていくことは当然の話であります。また、先ほど申し上げたように、そういった視点からそれぞれの事業化に対して、一定歯止めをかけていくことが必要になるかも分からないですけど、果敢にチャレンジしていくことについては認めていく基本的な方向性は、持っていくべきではないかと考えています。そういった方向で今の財政状況をまちづくり全体として捉えていく、それも長い視点で捉えていくことが私は必要だと思っています。

ぜひその点について、長らく財政についても見てこられましたし、また政策推進の立場からもこれまでいろいろと摂津市の在り方について見てこられた山口総務部長に、ぜひ今の財政状況であるとか、今後のまちづくりの方向性について、総括的な質問になるかもしれませんが、ご答弁いただきたい。

続きまして、集会所の点について質問させていただきます。

答弁をいただきましてよく分かりました。利用頻度が低い集会所も残念ながらあるとのことでございます。また、それぞれの集会所を見ていくと、50年以上たっている施設も非常に増えてきている状況だというお話がありました。

そういった点を踏まえて、もし長寿命化をした場合にはどれほどの経費がかかるのかについてもしっかりとはいきながら、今後の在り方について検討してい

くべきだと思います。この集会所の管理につきましては、1回目で申し上げたように、第5次行財政改革の中でもそのメニューとしてあったと私も記憶をしております。

何が言いたいかというと、それぞれの集会所の頻度であるとか、今の状況をしっかりと確認した中で、どういった方向性を示していくのかについて、私は令和6年度の結果を持ってしっかりと方向性を示していくことが大事だと思っています。

これも公共施設全体の施設の配置にもつながっていくと思っています。ここはぜひ奥村副市長からその方向性についてお聞かせください。

E S C Oの取組については分かりました。目標が達成できているとのお話でございますし、リース期間が終わればまた設備そのものは摂津市のものになるとお話でもありました。E S C Oの取組をやっていなかったときと比べてどういった効果があったのかについてもしっかりと見ていながら、今後の方向性について、またお考えいただきたいと、要望として申し上げます。

防犯カメラのことについてもよく分かりました。実際に警察からの照会件数についてもご答弁をいただきました。恐らくもう皆さん方、重々ご承知だと思いますけれども、どこまでこの防犯カメラを増やしていくのかについても、しっかりと見ていかなあかんと思います。

そういう視点に立ったときに、これまで設置された防犯カメラが実際にどういった効果があったのかについても詳しく見ていながら、併せて摂津市が設置した防犯カメラだけではなくて、いろいろ民間であると店舗であったり、あるいは個人宅でも防犯カメラを設置されておられるケー

スがあります。そういったことについてもしっかりとつかみながら、行政としてどこにつけていくのかについても絞りながら、これからこの取組についても考えていただきたいと、要望として申し上げておきます。

防災について、いろいろとお聞かせいただきました。

実際にはその防災マップを使った取組についても、鳥飼北小学校区で広域避難のワークショップを展開していただいているとのお話もお聞かせいただきました。実際に避難所運営マニュアルに基づいた訓練についても、まず三宅地区でやっていったとのお話もいただきました。

昨日は、ちょうど3.11ということで、東日本大震災から13年という節目の日だったと思いますし、あるいは今年早々、能登半島での地震といったことがありました。今、皆さんの中で防災、特に日頃から何をされていくべきなのかであるとか、いざというときにどうやってスムーズに避難所での生活に移っていくのかについては、恐らく今まで以上に関心が高まっていると私は感じています。

ですので何が言いたいかという、もちろん地区を定めながらこれから広げていくことですが、もっともっと広く呼びかけていくと、恐らく考えていきたいという地区が出てくると思います。そこには積極的に出向いていただいて、自助、共助、公助のつながりといったものを感じ取っていただけるような訓練、また啓発の在り方についてもしっかりと考えていただきたいと思うところがございます。要望として申し上げておきます。また、個別避難計画についても、今後福祉事業者に個別で委託をしていきながら進めていくという話

だったと思います。この取組が大事なことは、恐らく全ての皆さんが心に留めておられると思います。実際どこまで進んでいるのかは、この間の決算でもそうでしたけれども、なかなか進んでいない現状だと思っています。ぜひこの点について、その重要性を皆さんにより理解していただける取組をお願いしておきます。この点についても、要望として申し上げておきます。

次に、農業用水路でございます。これは前回の決算のときにもお聞かせいただいたように、現在、摂津市内の農地はほとんど減少傾向にあるわけです。ということを見ると、神安がつくってこられた水路活用の用途も大分変わってきていると思います。安威川以南で雨水の整備がより進んでいけばそれでいいのですが、ただ、農業用水の雨水排除として、用途が違いますけれども、使わせていただいていることがあるわけです。そのことによって、その水路が例えば傷んでいくことがあれば、これは摂津市と神安がしっかりと今後の在り方についても詰めていただく。一つ終了していくにしてもどういったことができるのかについて、方向性を考えていくべきと思っています。この点についても要望として申し上げておきます。

緑化推進について2回目で質問させていただきたいのは、今年度については4月28日に実施されていかれるとのことですが、ただやり方としては、多くの方が子どもたちの誕生を祝うような大きなイベントではないと私は認識をいたしました。

私が議員にならせていただいた23年前ですけれども、そのときにもう誕生記念植樹祭に参加させていただいて、大変すばらしい取組だと本当に感じました。お子さんの誕生をそのご家庭だけではなくて、み

んなで祝っていくというイベントですし、本当に温かい雰囲気を感じられるイベントで、非常に私はすばらしいイベントだと思っています。しかも、お子さんの誕生と合わせて植樹をしていくということで、その木の成長を見ながら、またお子さんの生い立ちについても思いをはせられるような非常にすばらしいイベントだと感じていますので、私は昔のようなイベントに戻してほしいと思っています。

そこで一つ提案させていただきたいのが、この誕生記念植樹祭を単独で実施するのではなくて、もっと広く多くの方がお越しいただくイベントを開いていただく。その中に誕生記念植樹祭を盛り込んでいく。そうすることによって多くの方が新たな命の誕生を祝っていくことができ、そういった方向性をまち全体として示すことができるのではないのかと思っています。今後のこの取組の方向性についてお聞きします。

それと、放置自転車の件です。禁止区域以外のところに止めている自転車がずっとではありませんけれども、比較的長い期間にわたってそこに置いてある状況は決して好ましくないものだと思います。皆さんご存じか分かりませんが、丸ごと理論という理論がありまして、例えばまちの中に、空き缶が一つ捨てられていたら、ここは別に空き缶を放ってもいいのかということで、ずっとごみの不法投棄を促してしまうということがあります。また、放置自転車一つにしても、それがずっと置いてあると、この地区は防犯についても、監視の目が甘いのかという誤ったメッセージを私は与えてしまうことになると思っています。できるものならば、摂津市全域で不法駐輪を禁止する方向性を私は出してもいいのか

と思うぐらいです。ただ、難しいことはよく分かっていますけれど、禁止区域を広げないのであれば、踏み込んだ取組を検討していただきたいと、この点については要望として申し上げておきます。

それから、公共交通のお話です。路線バスの確保が大前提だということについては、先週のご答弁でよく分かりました。近鉄バスも摂津市内を走っていただいています。削減の方向を示されている、そういったことも耳にしたところでございます。そういった状況を考えると、路線バスの確保が大前提だとしても、そこを補完する取組を具体的に考えていかなあかんと思います。

そうすると、今盛んに議論されているシェアライドであったりとか、デマンド型交通システムについても、具体的に検討していかなあかんと思っています。今後こういったことも検討課題に入っていくのか、方向性をお聞かせください。

道路の維持事業のところ、街路樹についてです。いろいろと街路樹を設置する目的について、西課長からご答弁をいただきましてよく分かりました。せっかく景観をよいものにしようとか、あるいはヒートアイランド現象に対して取り組んでいこうとしても、その街路樹がドライバーだったり、自転車や歩行者の視界の邪魔になってしまったり、そこで事故が起こってしまったり、もう結局本末転倒になっていくので、ぜひそのことについては、本当によく見ていただきたい。

特に、狭隘な道路が多い地域については、そのことによって車の通行を妨げることも十分考えられることなので、それについては今後の方向性をよく見ていただきたい。

住民からいろんな意見を寄せられること自体は大変ありがたいことです。もっともっと摂津市の担当課として道路の状況をより積極的につかんでいただきたい。その点についても要望として申し上げておきます。

道路の補修事業で、新在家鳥飼上線のことについてお話をいただきました。令和6年度の内容については理解をしました。新在家鳥飼上線については一定拡幅もしていただいて、改良されてきたと思っています。

ただ、今の状況はどうなのかというところ、中央環状線からまずは新在家鳥飼上線に入って行って、しばらく一方通行が続きます。その後、対面通行になってからその次のコンビニがある辺りの三差路までの間で大型車両が通ることが多いので、交通の渋滞が発生することがあります。その三差路の向こう側については大分拡幅していただいたので、その状況を解消されておりますが、恐らく百数十メートルぐらいの区間について、どうしていくのかについては、私は残された課題ではないかと思っています。

その路線についてはかつて大阪府の都市計画決定が打たれておりましたけれども、都市計画決定の見直しの中でここも廃止となっていきました。

ただ、摂津市として見たときに、この在り方についてはこれが最後ではなくて、引き続き見ていく必要があると私は思っております。武井部長は、大阪府から摂津市に来ていただいておりますので、両方のお立場がお分かりだと思います。新在家鳥飼上線の今後の在り方について、お考えがあればお聞かせください。

それから、もう一方の南別府鳥飼上線の

ことにつきましては、ハンプの設置について理解しております。

ただ、第1回目にも申し上げたように、このハンプをつくることによってまた新たな問題が出てきていることについてもよくよくお分かりだろうと考えております。このハンプをつくるのが目的ではなくて、スピード落とすところが目的なので、速度規制のカメラを設置していただくなど、そういったことについても念頭に置きながら、当初の目的が一番効果的に達成をされる方法について、模索していただきたいと要望として申し上げておきます。

多世代同居・近居の件です。江草副理事から答弁いただいたように、確かに建築課だけで解決できる問題ではないと私も思います。

ただ、建築課としてもそういった意識を持っていただいて、この取組を広げていくためには何が課題なのかについて積極的に関係部署に働きかけていただきたい。今後さらなる充実についてよろしくお願ひしたいと、要望として申し上げておきます。

最後に、ブロック塀についてです。決して思い出話をするわけではないのですが、大阪北部地震が発災したときに、私が住んでいる地域では集団登校を子どもたちができていまして、近くのちびっこ広場にみんな集まっていました。そこで、男子児童と女子児童と二つの班をつくって、それぞれの班の児童が全員そろって集団登校を始めることをしていました。当時、確か女子児童が早く集まったので、先に出発しました。ちょうど私の住んでいるところから鳥飼北小学校に行こうとしたときには、1か所だけ非常に狭い道がありまして、そこをずっと通行しておりました。それに少しだけ遅れて男子児童がそろったようなので、

集団登校を始めたと聞いています。恐らくその間が多分30秒か1分ぐらいだと思います。

そのときに今申し上げた狭い道を女子児童がずっと通行して行って、そこを抜けた後に実は地震が発生をしました。ブロック塀ではなかったのですが、この狭い道のところに住居が建っておりまして、その住居の屋根瓦が大量に落ちてきました。ちょうど女子児童が行って男子児童が行く前だったので幸い事故は起こりませんでしたけれども、もし10秒、20秒時間がずれていたら、ひょっとしたら事故が起こっていたのかと思うと、私は非常に怖くなりました。

そういったことがあったので、その狭い道は当面、通行止めになって、屋根瓦が落ちた住居の方も、重く受け止めていただいて、屋根瓦も変えられたということがありました。当面そこは通行止めになっていますから、子どもたちは少し遠くになりますけれど、その間通学路を変えて小学校に通っていたということがありました。

今は通学路の中にあるブロック塀の状況について、教育委員会にもお知らせをしながら考えていってもらっているとのこと。何が言いたいかというと、ブロック塀だけではなくて、通学路の安全といったものについてしっかりと全体的に見ていただいて、もしこれを通学路として変更できる場所があるのであればもっと積極的に、私は建築課として教育委員会に投げかけていただきたい。

そうすることによって、より子どもたちの安心・安全が高まってくださると思っています。ぜひそういった観点から取組をしていただきたいと、この点も要望として、申し上げて2回目をよろしく願いたい

します。

○三好義治委員長 山口部長。

○山口総務部長 それでは、2回目の質問にお答えいたします。

今の財政状況と今後のまちづくりであったと思います。

私ができる範囲の答弁でさせていただきます。

まず、財政の状況についてでございます。少し以前を振り返りますと、私は昭和61年に入庁いたしまして、財政課に入りました。当時の総務課財政係と申しまして、昭和62年度の予算編成から携わっておりました。昭和62年度の予算は180億4,300万円でした。語呂ではないのですが、人は丸くよい予算という予算でありまして、次の年度が約190億円、平成元年度が約200億円で平成の時代に200億円、今年度は約457億円という2.5倍ほどの規模になりました。

財政状況を見ると、嶋野委員がおっしゃいますとおり、単年度で見ても何の意味もございません。我々も見るときには10年、20年、30年、昭和はさておき、平成に入ってから三十四、五年間はずっと見ております。

その中で、まず注目すべき点としては、その財政構造ですけれども、ほとんど変わっていません。経常収支はずっと高いです。一番私が知っている低いときで85ぐらいだったと思います。それ以外は大体90から90半ば、先日、副市長からもございましたけれども110という一番悪いときもございました。

そういう経常収支をたどりながら90台の半ばから後半ぐらいをうろうろしている状況で今も変わりません。

それから、摂津市の財政力が非常に強い

とよく言われる、そこの理論上の数値であります。これについて見ていきますと、平成に入ってから、私が記憶する限りで普通交付税が交付なりになったのは平成4年、平成11年度から平成13年度、それから平成29年度を除きます平成24年度から今までで、なぜかといいますと平成28年度にたばこ税が入ったからです。その分の算定が平成29年度の基準財政収入額に影響して収入が多くなりました。そういう突発的な要素があってそういうことになりましたけれども、どうもこれを見ていきますと、平成24年度ぐらいから潮目が変わってきたのではないかと。昨年、一昨年度について10億円程度の普通交付税が8億円、9億円となっており、理論計算上ではありますけれども、財政力が少なくなっているのが、平成25年度以降の傾向ではないかと思っています。

摂津市と言いますと、昔から公債費の摂津市と言われて有名でありまして、私、当時の大阪府の総務部地方課の市町村局だったと思いますが、そちらに毎週のように行っており、公債費の摂津市、人件費のどここと言われた時代がございました。

確かに平成17年度、当時は起債制限比率がありまして、これを一定25%だったと思いますが、オーバーしますと翌年度以降の起債が制限されるということでございました。ちづくりにはどうしても投資的経費が必要で、起債は当然やっていかないととてももちません。そういうことがありまして、その時代は非常に苦しかった。財政の健全化法ができて、平成19年度以降は実質公債費負担比率となりました。それが平成19年度で13.9%、以後1桁になって7%、8%の時代が長らく続きまして、令和2年度決算で初めてマイナスに転

じました。令和3年度はマイナス1.3で、令和4年度はマイナス0.7で、数値上で一般財源等を分母にして、償還額から特定財源を引いた分がマイナスになった。これについてはまたプラスになってきますけれども、今はにっちもさっちもいかんという状況ではありません。中期財政見通しを立てて、今後も財政を持続可能な形でもって、市民サービスを提供しなければならないという中では、これを一つの指標としながら、このようにはならないよう毎年一部修正をしながら運営をしていく、このところはどうしても外せないかと思っております。

我々財政方としてはしっかりと今の状況を丁寧に分かるように説明をすることが第一であって、情報を出して、公開して説明するのが大事であります。その中では、健全に心配をする、必要以上に何かあおるのではなくして、正確にお伝えをすることが大前提になります。そのことを正確に理解していただけるよう、我々は説明をして、健全に心配をしていただく。この健全という意味もなかなか難しいところがありますが、そういう感覚は必要かと思えます。組織にとってこのままでいいという意識、これが最大の敵ですので、健全な危機感を持って今後も臨んでまいりたい、そのことが市民サービスの維持向上を裏で支える財政的な基盤の安定性につながると思っております。

次に、今後のまちづくりです。これにつきましては、なかなか難しいですが、財政方としましては、予算を削るだけが能ではございません。先ほど言われました南千里丘の開発、いわゆるコミュニティプラザとか、せせらぎ緑道を介して人が集まる空間になって、そこには交流が生まれて、つな

がりが生まれる。ハードの開発はソフトなまちづくりにも当然つながっておるわけでありまして、この南千里丘を契機としまして、長年来、準備をしてきた吹田操車場跡地が動いて、新たなまちがまたできて、そこ千里丘駅西地区がまた有機的につながってまいります。ここも結局ハードの拠点のつながりのようではございますけれども、これはソフトのつながりでもあるわけでありまして、そういう形を想定した中でのまちづくりで、これは市民の皆さんもそのように思われたと私は思っております。

その中で、我々財政方として今後のまちづくりについてはもちろん大きなお金が出るのは非常に厳しいわけでありまして、市としてどうしてもやらねばならんことにつきましては、財政方として財源を用意したと、これでやってくれというぐらゐの気合を持ってやらねばならんときがあるだろうと思っております。

もちろん市民サービスの安定性でありますとか、継続性であるとか、ここにベースを置きながらも、ある一定のときにつきましては、もちろんプライオリティを見ながらですけれども、しっかりと財源を用意したのでこれでやろうという意気込みを見せることも必要ではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、私から答弁させていただきます。

集会所についてのお問いでございます。まず全般的に公共施設の今後の考え方について、私見ではあります、触れたいと思います。

公共施設マネジメントの基本的な課題は、限られた財源の中で住民生活、それか

ら行政運営に必要な施設の維持管理を適切に行うことであり、老朽化した施設の安全を確保しつつ、施設の利用率や稼働率を最大限に上げて、投資も含めた経費を最小にすることです。

公共施設マネジメントには二つの課題があると思っております。

その一つは人が集まる、あるいは人を集めることを目的とした公共施設そのものの議論、どの施設を優先させるのか、その施設を可能な限り複合的に、多機能的にデザインして、多くの市民が活動の場として利用できることを目指すことが必要となります。

もう一つの論点は、財政の問題でございます。

もともと公共施設マネジメントが行政課題として浮上したのは、老朽化した施設の維持管理や更新が厳しい財政状況で十分な対応ができない状況認識からであります。施設の長寿命化を基本としながらも、建替えとなると単機能の施設では余りに効率が悪いため、複合化、多機能化を進める必要がございます。現有施設の建物をそっくりそのまま建て替えるには非効率な財政投資となってまいります。

それでは、集会所についてですが、集会所それぞれの成り立ちや現状については差異がございます。しかしながら、共通して地域コミュニティの場、それから自治会活動の拠点の場であり、そのような観点からの質問かと思っております。

集会所の集約については、有力な選択肢の一つと考えますが、その前に、単純に組み合わせで複合化するだけではなく、近辺の公共施設の配置状況、それから利用実態、稼働実態を分析して、地域の実情に合わせた総合的な施設整備を目指す

必要があるのではないかと考えております。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、2回目の質問であります、誕生記念植樹祭の今後とその方向性についてお答えいたします。

誕生記念植樹祭の最初であります、初めて開催されましたのは昭和60年の4月であります。この当時は新生児一人につき梅の木を1本植えていくという形を取っておりました。その後、回数を重ねていくうちに場所がなくなることありまして、平成23年には桜の木を植樹していく形に変わりました。

その際の植樹祭の形式であります、市長をはじめとして議員の皆様、緑化推進連絡会の皆様がお出席され、新生児のご家族皆様をお祝いし、そのお祝いの形として、桜の木に皆さんで土をかけて植樹をして、記念撮影をするとともに、帰りに記念の花を持って帰っていただいております。令和2年、コロナにおける緊急事態宣言が発出されてからは多人数で植樹祭をするのは難しいこともありまして、春と秋を合同で職員により植樹をし、その記念写真とともに花の配布を行うと、できるだけ人が集まらないよう、実施させていただきました。

緊急事態宣言が明けてからは、少しずつ形を戻すことで、記念品の贈呈を記念植樹の前で行い、それとは別で観葉植物等を必要とされる方は駐車場でお渡しする形を昨年度まで行っておりました。

来年度も1回目で答弁させていただいたとおり、令和5年度と同等の形で開催をさせていただきますが、令和6年度におきましては、明和池公園に隣接します3号街区公園におきまして大型の屋根の整備を行います。令和7年度に引き続きその下に

基盤整備としまして、芝や園路の整備を行ってまいります。この大屋根ができることによって日よけや雨を避けることができるようになりますので、そのときになりましたら昔の形としまして皆様のご臨席を賜った上で植樹祭を開催したいと考えております。

委員がご提案のイベントとの関係性でございます。明和池公園でも春は桜まつり等のイベントをしております。このようなイベントがある場合でしたら、そこをコラボする形でできればいいのですが、なかなか難しいと考えられます。その先では、令和12年度に環境センター跡地に新たな公園が供用開始されます。ここにつきましては、地域の皆さんといろいろな形でつくり上げていく公園ですので、イベントのようなものができる施設、こういったものもお話は出ると考えておりますし、イベントでも実際に大いに使っていただきたいと我々は考えております。

そういった中でイベントができるのであれば、明和池公園から新たな公園でも誕生記念植樹祭を行ってまいりたいと思っております。

さらには、新たな公園と併せて新たな誕生記念植樹祭という仕掛けづくりを考えていきたいと考えております。

また、イベントとも一緒に併せてできるもの、これは春、秋両方ですが、開催できるように検討もしてまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、質問番号11番の2回目のお問いに対してお答え申し上げます。

公共交通の部分で、1回目の答弁でもさ

せていただいた部分でございますが、今後、路線バスの確保維持、これを重要としながら、二つ目の柱といたしまして、日常生活の移動を支える、この交通ネットワークについても軸として持っていきたいと思っております。

その路線バスの補えないところ、委員がお申出のライドシェアであったり、オンデマンド、そういうところでの新しい取組も全国的に先進事例がございます。令和4年3月に実施いたしました市民アンケートでも様々な市民のニーズがございます。庁内在り方検討会の中でもそういうニーズを踏まえて、横串で議論もしてまいりました。

議会の中でも、この公共交通に関しましては、ご提案の趣旨の内容であったり、市民ニーズを踏まえた形でのご議論も様々なあったところがございます。

ただ、ここ10年来、先ほど山口部長が申し上げられました、南千里丘の開発に私も関わっておりましたが、当時20階建ての大規模マンションを建てられるときに、余りなじみがなかったカーシェアを導入されたところから、個人で自動車であったり、自転車も含めて所有する形態から、どちらかというとなんかで共有してお互いが借り合う形に時代が流れてきておるのかという趨勢もでございます。これが今では自転車であったり、カーシェアが割とまちなかでよく見受けられるような時代になってきたところがございます。

高齢者になると運転免許を手放すことになってまいります。そういうことでの地域公共交通の重要性は相変わらずでございますが、今度は若い方が自動車の運転免許を余り取らなくなっているという、最近の傾向について警察の方から聞くこ

とが多々ございます。

新しい交通形態、いろんな移動手段については、地域公共交通協議会、また、様々な市民ニーズを踏まえて当然検討すべき課題であると考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 武井部長。

○武井建設部長 府との関係も含めまして新在家鳥飼上線に係る今後の考え方についての質問にお答えいたします。

摂津市及びその周辺の道路ネットワークは皆さんご存じだと思います。府道の本当に大きな中央環状線であったり、いわゆる産業道路の大阪高槻京都線、そのような大きな基幹路線と、それから市道であります千里丘三島線なりが組み合わせさって道路ネットワークが構築されております。

現在、淀川より北部分で、昔でいう道路軸、国土軸というラインの中で、非常に多くの物流の流れであったり、それから市内の事業者の車であったり、大変交通量が多く、渋滞が著しいのは本当に課題だと思っております。

また、府道の都市計画の廃止がありまして、それ以降、交通安全対策等、要望をしてきているところがありますが、なかなか進まない、その課題も十分認識しているところがございます。

そういうところで、府道も市道も重なったといいますか、関連した状況で今道路事情があるということになっております。新在家鳥飼上線も同様の課題を持っているところだと思います。

これまで府は十三高槻線の正雀工区であったり、それから市も千里丘三島線の道路拡幅であったり、そういう道路事業をやってまいりました。それから、都市計画の廃止された正雀一津屋線であったり、大阪

高槻線につきましては、大阪府茨木土木事務所と勉強会をして、具体的にできる方法は何があるんだと、市も協力するのでぜひやってほしいとのことで今動いているところもございます。

今後も阪急京都線連続立体交差事業に伴う府の都計道路事業、それから市の道路もあります。そういう事業を進めながら、道路の整備状況を整えていく中で、先ほど申しました交通量の渋滞、それから交通安全対策、そういうものを進めていくことになると思います。

今も大阪府茨木土木事務所と我々建設部の道路交通課、道路管理課、それから都市計画を含めましてふだんからいろんな協議をしております。市民にとりましては、府道、市道とか全然関係なく、同じ道路です。河川水路も一緒です。ですから、茨木土木事務所とは一緒のお互い場所は違いますが同じ目的の同じ行政効果を上げるためにやろうということで頑張っている一緒にやっというスタンスは取っております。

今後もこのような日頃の協議も始め、それから毎年度、年度当初には、市長と茨木土木事務所長との意見交換、それから、また府議団要望もありますので、そういうのも通じまして、密接な連携をしながらより効果発現が早期にできるように頑張りたいと考えております。

○三好義治委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 もう最後は全て要望にさせていただきます。非常にご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、財政のところですが。総務部長からお話をお聞かせいただいて、健全な危機感を持つことが大事だご答弁いただきま

した。それと併せて持続可能というお話もされたと思います。持続可能というお話を考えたときに、よく言われる表現として、将来にツケを残さないという表現もよくされると思います。それはいろんな意味があると思っております、もちろんそれは財政をしっかりと健全な状況に保って、将来にわたって市政運営を、まちづくりを可能にしていくところが一つの視点としてはあると思います。また、財政方としてはそういう視点で全体を見ていかなあかんと、歯止めをかけるべきところはかけていくことが役割だというのはよく分かっています。

ただ、一番避けなければいけないのは、前向きな気持ちをなくしてしまうと、チャレンジする気持ちをなくしてしまうところが、私は将来にわたって一番残しちゃいけないことだと思います。

2回目の質問で申し上げたように、何もしなければ、新たな起債を発行することもありませんし、財政的には楽です。ただ、本当にそれがいいのかを考えると、市民の皆さんの生活を長い目で見ていくと決してこれはいい方向性ではないので、もっともっと新たなものを生み出していく気持ちを持っていただく。その中で、いやでも今の状況考えたらここまでしかできへんというところの歯止めをかけていくという、担当課と財政方との健全な関係性を築いていただく、私は今重要なときなのかと思っております。そのような答弁をしていただいて、もうこの3月で部長としては終わりとなることは残念な気もしております。議会の立場でこれからさせていただきたいと思っておりますし、ぜひ財政方としてそういう視点を持ってこれから全体的に投げかけていただきたいので、よろしくお願

申し上げます。

集会所についてです。今回の代表質問をお聞かせいただいて、地域コミュニティの再生が大きなテーマであることは掲げられているわけです。それを考えたときに、今までは自治会といっても非常に大きなウエイトを占めていたと思います。ただ、今はそれだけではなくて、NPO団体であったり、環境部局であったり、いろいろとそのテーマごとに住民の皆さんが集まるような団体もたくさんできてきているなと私は感じているところです。そういうことを考えると、集会所についても、確かに自治会活動を支えていく側面ももちろんありますが、それだけではなくて、広く、これからの地域コミュニティをいかに活性化していくのかの観点から捉えていくべきだろうと思っています。

そういう視点で言うと、今まで自治会の中にあった集会所が、ひょっとしたら複合化によっていいものができるかもしれないけれども、自治会の外に行ってしまうことについては、住民の皆様方からしてみたら一定の抵抗感はあるのかも分らないです。しかし、これはぜひ高所大所から今後のその地域の在り方、ひいては摂津市のまちの在り方に関わっていくことになるので、そういう視点で、集会所がどういう役割を果たすのかについてもしっかりと考えていただきながら、まずは令和6年度、それぞれの集会所の利用頻度であったり、施設の状況を確認していく。それを基に次なる施策が展開されるよう、このことについても期待をしておきたいと思っています。

それから誕生記念植樹祭について、非常に前向きな答弁いただいたと思っています。

子育てを議論するとき、子育て世代の

孤立化がよく言われたりします。誕生記念植樹祭は、そのご家庭だけではなくて、まち全体がお子さんの誕生をお祝いする、そういうメッセージをお届けできる非常に有効な場であると思っています。今後の植樹祭の在り方について、そういう目的に沿った前向きな転換というか、その発展の検討をよろしくお願ひしたいと思っています。要望として申し上げます。

公共交通のことについても、寺田副理事から2回目、詳しく答弁をいただいて、確かに時代が変わってきたのかと認識をするところです。路線バスは維持をしていくことを前提としながらも、近距離の移動についても今までなかったような状況をしつかり捉まえていただいて、市民の皆さんの足の確保について、様々な角度から検討をお願いしたいと、要望として申し上げます。

最後に、新在家鳥飼上線についてです。部長から答弁をいただきまして、問題意識はよく分かりました。

私が申し上げている箇所全てを道路確保するのは無理だと思います。というのはその水路の上を蓋がけして歩行者空間として使わせていただいていることがあるので、そういうことを考えると難しいと思っています。例えば、その一部だけ車が通行するのを待てるような場所をつくってみるであるとか、いろいろその方法はあるかと思っています。ぜひこれは茨木土木事務所ともこの箇所についても具体的に勉強会を開くのかどうか分かりませんが、今の状況が終着点ではなくて、より前進できるような投げかけをお願いしたいと、この点についても要望をさせていただいて、質問を終わります。

○三好義治委員長 次、野口委員。

○野口博委員 そうしたら、幾つか質問に入ります。

1点目は嶋野委員も議論された、今回減債基金もなくして、今後一時借入れと財政状況、それと中期財政見通しを見たときに、いろいろこの間と違った財政状況の中でどうするかを捉えてくると思います。財政全般についての議論を最初にしたいと思います。最初に、減債基金の位置づけと廃止した理由について、まだ多額の市債がありますけれども、減債基金で見るべきものが少なくなったとか、なくなりつつあるとか、そういう関係だと思えます。この問題について、1点目に教えていただきたい。

二つ目は、令和6年度、市債残高見込みについての確認であります。

予算書260、261ページにその数字もありますし、補正予算では70、71ページにその数字があります。この市債残高について、今回補正も含めていろんな動きもあろうかと思えますけれども、確認の意味で見込みについて教えていただきたい。

三つ目は基金残高の問題であります。

資料いただいておりますから、大体分かりますが、いただいている資料プラス、この不用額や期間、今後の見通しについて、結果として、今出している令和6年度当初予算時点の基金残高に比べて大体どうなるのかを、お答えください。

それとご承知のとおり、決算が出たら中期財政見通しを出します。以前は今後7年間を含めて期間設定して出していました。今は、10年間で動いておりますけれども、令和5年度末見込みに立って、昨年の決算見込みで出している中期財政見通しが大体どうなろうとしているのか、以上4点について聞かせていただきたい。

五つ目は、予算書37ページ、それから

39ページに社会資本整備総合交付金などが計上されています。何年か前にも質問したことがあります。社会資本整備総合交付金が平成22年度に創設されて、自治体として自由に選択して補助を受けるという形に変わりました。単純な質問でありますけれども、この社会資本整備総合交付金がなかった以前と比べて自治体側の財政という意味ではプラスなのか、マイナスなのかについて教えていただきたい。

併せてその中に都市構造再編集中支援事業補助金、約1億1,600万円があります。これは味生のコミセンの関係だと思えますけれども、この補助金の関係について少しご説明いただきたい。

次に、予算概要34ページ、納税課の予算を計上していますが、それに関係して市民税の減免問題についてお尋ねします。

このたび長年の運動が実り、令和3年4月から、災害に準じて、廃業や収入減少によって生活がしんどい方々についても市民税の減免が創設されました。改めてこの間の利用件数と、減免制度の内容について、まず示していただきたい。

次に、予算概要90ページの千里丘三島線道路改良工事に関して、この間議論されていますので単純にお尋ねします。千里丘東2丁目の現在進めている工事の完成形について教えていただきたい。3月末までですが、民間の幼稚園のところが残っております。3月末までにどういう形になるのかが一つと、同じ千里丘三島線の三島3丁目地域の歩道拡幅の問題です。議論されましたので、単純に継続内容として幅員1メートルもないところもたくさんありますけれども、実際歩道の幅とかを含めて、説明いただきたい。

5点目、特定空家対策事務事業、94ペ

ージであります。

237万3,000円の予算が計上されて、新年度もいろいろ取組がなされようとしております。パブコメに出されていて、計画を改定しようとしております。その内容と、気になるのは、令和5年度、解体予算1件でありますけれども、80万円の解体費用が未執行であります。そういうことも含めて、令和5年度を取組状況と、令和6年度の予定している事業内容、パブコメで示している改定内容の特徴について、お聞かせいただきたい。

6点目、94ページの狹隘道路整備事業の問題であります。

単純に聞きますけれども、補正予算で令和5年度5,000万円の予算が全額未執行であります。令和6年度は5分の1、1,000万円の予算が組まれています。対象を重点化して取り組んでいたのに執行はゼロだと。今回、新年度からは、市内全域に対象区域を広げているのに5分の1の予算と、こういう考え方について少し分かりやすく説明をいただきたい。

7点目の97、98ページの水みどり課の関係であります。

今の公園の問題が議論されました。遊具とか、また地元にとっては最も身近な緑であり、遊べる空間として、子どもたちもいろんなことを学んでいきますし、親もそうありますけれども、それにマッチングして行って遊んでみようかという内容に改善していくことが求められています。

そういう点で、都市公園42か所、ちびっこ広場97か所ありますけれども、今庁内でいわゆる魅力ある公園づくりに向けていろんな議論がなされていると聞いております。その内容も含めて、今後どういう展開をこれについてなされようとし

ているのか、説明いただきたい。

次に、92、93ページの水道費の問題、水みどり課関係でダブりますけれども、関係してお尋ねしておきます。

今の時期的に大正川、安威川の大木が伐採されています。毎年この時期にされていますけれども、今回大規模にその作業が行われていまして、昨日、茨木土木事務所にお電話して、国の補助金が増えたのかをお尋ねしましたけれども、増えてはいないということです。市民の多くの方々とか、議員もそうありますけれども、以前に比べて多くの方々からお声が届きましたのでやっていますというお話でした。

できれば毎年お声を届けるしかないわけありますけれども、予算の関係も当然あります。毎年1年間の間にこの時期に大木を切ります、若干きれいにしますと、そういう問題について、日々関係を持って話合っていると思います。そういうことについて、お考えをお聞かせください。

次に、106ページの防災危機管理課の問題であります。

議論されましたので、余り細かいことは言いませんが、昨日、13年たちました東日本大震災、鎮魂の日でありました。29年前の阪神淡路大震災を見ますと、この29年間でいろんな地震も発生し、豪雨による水害被害も発生し、この間、線状降水帯という言葉も出てきたりして、日本において災害が頻発しております。災害が発生すれば、国民全体の危機意識も高まって、一定ブームがありますけれども、しかしいろいろ考えますと、今来てもおかしくない状態で私どもは生活していますので、この時期にいろんな担当としても、市としても頑張っているいろんな取組を展開されようとしております。最初に、この前、私どもの代表

質問の答弁で、実効性の高い計画への転換をテーマに、災害応急対策業務手順の一層の明確化や、各種マニュアルの作成見直しを想定していますと答弁がありました。

この内容について具体的に分かりやすく説明いただきたい。

次に、18ページの資産活用課の問題です。

今お話がありました、市立集会所の問題であります。

今回、条例も出ておりますので、地域の活性化とか、市民と一緒にいろいろな交流を広げていくことの機運を高めようとしております。そういう中で、摂津市のコミュニティの文化である集会所をいかに活用していくのか、行政側も単純に統廃合ではなくて、そういう立場に立とうとしていると思っています。その材料として改めて調査を行うということだと思っています。ぜひ利用頻度が少ないとか、老朽化しているとかではなくて、例えば地元の意見は当然ありますけれども、行政側のスタンスとして、そういう集会所を生かした市民との交流、自治会と住民との関係性を含めて考えてほしいと思っています。耐震補強プラス将来のまちづくりにコミュニティの拠点として活用できる内容で行政がするから住民の皆さん頑張ってほしいという、このメッセージを感じていただけるような方向性に向けて頑張っていただきたいので、ご意見だけをいただければと思います。

次に、20ページ、同じく資産活用課で、市有地の財産管理事業があります。

ここでは一応市有地の管理、維持をやっておりますけれども、まずお尋ねするのは未利用地の問題であります。

事前にいただいた資料を見ますと、未利

用地が7か所、総面積が1万7,500平米と出ていますけれども、現状についてまずお答えいただきたい。

次に、20ページのFM推進事業の取組状況であります。

今回、327万7,000円の予算が計上されて、ファシリティマネジメント推進を行っていくと備考欄に説明があります。30年間の期間を設定して、第1期として10年間の8年目に入ろうとしております。この間の1期目の計画した内容についての到達度、それを受けて令和6年度はどういう位置づけで取り組もうとしているのか、その概要について、まずお話をいただきたい。

最後、要望にしますが、建物を建てる場合に、確認申請をする中で少し不備が見られます。いろいろ当初作業をしていたら、大阪府との関係でこの確認申請の書類が不備だということで、その他の事業にも影響を与える状況もあります。そういう問題に対して、建設部長からスムーズに行くように対処していくとの話がありました。

20ページに建築設計監督事業で会計年度任用職員の予算があります。ぜひきちんと摂津市の場合いろんなことがありますので、スムーズに行くように進めてほしいわけであります。

僕の理解ではこの部分がいわゆる公共施設の設計だとか、施工管理と関わっている部分だと思います。ぜひタイアップをして、ちゃんと対応できるように進めていただきたいと改めて申し上げて、1回目の質問を終わります。

○三好義治委員長 番号がちょっと分かりにくい部分があるので、委員長で整理させてもらったら財政関係が1番で、最後が17番になっていると思います。財政の減

債基金を1番にして、市債の残高が2番、基金残高3番、中期財政見通し4番、社会资本整備5番、それから補助金6番、この順番で皆さん整理してください。

それでは、答弁を求めます。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、財政課に関係いたします質問に答弁申し上げます。

まず、1番目の減債基金の位置づけとその廃止の理由でございます。

減債基金につきましては、条例にその設置の目的といたしまして、市債の償還財源を確保し、市債の適正な管理を行うため設置をすると定められております。先ほどからお話も出ておりましたが、元利償還金が多額になって、かなり財政的に危機的な状況があったという時期におきましては、当然その減債基金の活用といったこともございました。

ただ、この減債基金の取崩しの条件、どういうときに処分をしていくかにおきましては、その経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において市債の財源に充てると、あと償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるときと、財源対策債等特定の市債の償還のために積み立てた資金をもって当該市債の償還の財源に充てるとき、償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年において市債の償還財源に充てるときと、処分をするのはこういうときですよというのを条例に定めております。

元利償還金が多額となった以降、市債の新規発行につきましては、その元金償還額以内の発行を令和2年度まで進めてまいりました結果、将来的なものも含めまして元利償還金はかなり低く抑えられている

状況で、令和6年度においても予算計上しておりますのは20億円を切っている状況でございます。

そう考えましたときに、先ほど申し上げました処分に該当するような内容が、今後新規の市債を発行していったとしましても、償還を行うときの財源として活用するかというと、当てはまるケースがほぼない状態になると考えております。

それで減債基金につきましては、今まで活用してきたという経緯がございますけれども、時代の状況、財政状況が変化はしてまいりました。そういう中で一定の需要という部分については役割を終える、目的を終える形になろうかと考えております。

加えてこれまでも財政状況のお話をさせていただいております。これからのまちづくりのための大規模な事業と社会保障費等の増高も考えられます。そういった財政状況、財政構造、支出においてどれが負担になってくるかが、以前は公債費が多くを占めていた、今後は、社会保障費等が多く占める、建設事業費は、それをしたら多くを占めるということになるでしょうけれども、そういう構造も変化してきたと考えております。

その中で、先ほど基金現在高のお話もありました。令和6年度の予算を組んだときに今後の主要基金の残高が次の年度、その次の年度と予算編成をしていくときに厳しい状況が見えております。それで減債基金につきましては、これからまちづくりをしていく、市民サービスをしていく中で、広く財政調整の財源として財政調整基金に積み替えて活用をしていきたいと考えて、今回減債基金の廃止で提案をさせていただいたところでございます。

2番目、令和6年度の市債残高の見込み

の質問がございました。

これにつきましては、先ほど委員からもございました、予算書260ページ、261ページで、令和6年度の予算で考えますと、ここに前年度末現在高見込額とありますのが令和5年度末のものでございます。こちら213億3,820万1,000円で、右端のほうで当該年度末現在高見込額といたしまして225億8,646万円とございます。建設事業を進めてまいりますと、市債の発行も今、元金償還額以内ではなく発行しておりますので、現在高は増えてきているという状況はございますが、非常に財政が厳しい状況から比べますと、半分程度に現在高も減ってきている状況です。

今後市債の発行を続けていくという中でも、そこは健全化が保てるような市債の発行と現在高という数値で現れてまいりますので、そちらを見ながら考えてまいりたいと思っております。

次に、3番目、基金の残高、今後の令和5年度の決算があって不用額も出てくるであろうが、どのぐらいで見ているかのお話であったかと思えます。

基金の現在高としましては、令和5年度の補正予算で不用額も見ておりますので、財政調整基金への積立てが10億円ほどございます。

また、現在、決算見込みを、各課で出してもらったところで、今週末ぐらいまでに一定の現状が分かってまいります。この補正での見込みの不用額よりはもう少し増えると考えておりますけれども、具体的に幾らというところまではまだ出しておらないところです。

ですので、令和6年度の予算編成が終わった段階では、財政調整基金が約38億円

で公共施設整備基金が約36億円と、合わせまして主要基金で約74億円の令和6年度末基金現在高と見ておりますので、令和5年度の不用額が出てくればもう少し現在高はプラスになる部分はあるかと考えております。

次に中期財政見通しと令和5年度の決算を見て、また変わるかとの質問であったかと思えます。

先ほど申し上げましたように、令和5年度の決算、まだ見込みははっきりと分からない部分がございますが、令和4年度のと様と同様に、予想で立てているというところからは、いろいろ財政方でも、担当課でも歳出削減の努力をしております。実際の決算は中期財政見通しでお示したところから変動はございます。悪い方向に変動しないと思っておりますけれども、そのところはまだ不透明なところがございます。申し訳ございませんが、中期財政見通しは、また組み直しになろうかと思っておりますけれども、今後の見通しでお示しできたらと思えます。

5番目、予算書37ページの社会資本整備総合交付金が以前はなかったと。これできて、財政的にはどう違っているかとの質問がございました。

国の補助金につきましては、平成18年の三位一体の改革以降、いろいろそのときから補助金は変化をしてきておりまして、自治体への権限移譲等もございまして、いろいろ変化はあります。

その中で、この社会資本整備総合交付金に当たるものが以前あったかどうかにつきましては、一つ一つ検証ができていないわけではございませんので、そのところは財政的にどうなったかは分からない点はございます。今でき得る部分で対象になる

ものについては国庫補助金等、担当課もいろいろ知恵を絞って、国、府の担当者にもいろいろ確認等しながら、財源的に対応できるものは選択して努力をしているところでございます。

あと次の都市構造再編集中支援事業の補助金の部分につきましては、味生コミュニティセンター（仮称）の事業に対する補助金の関係なので、担当課でないと分かりかねます。大変申し訳ありません。

以上でございます。

○三好義治委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 それでは、市民税課に係ります質問にご答弁申し上げます。

個人市民税の減免についてですが、委員がおっしゃっておられましたとおり、令和3年度から所得皆無の場合の全額免除だけでなく、失業や退職などによる所得減少の場合に、担税力の問題もありますので所得制限は一部設けてはおりますが、段階的な減額を設ける条例施行規則の一部改正を行っております。

こちらの失業も含む所得減少等による減免適用件数でございます。令和2年度につきましては2件、令和3年度は3件、令和4年度は11件、令和5年度はまだ年度途中ではございますが3件の適用状況となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、質問番号7番、千里丘三島線道路改良事業、千里丘東2丁目の工区の今年度末の完成形とのお問い合わせであったかと思えます。

委員がお申出のとおり、千里丘駅南交差点から三島幼稚園前の交差点の手前付近までの区間で、延長は約150メートルの区間でございます。

今年度末までの完成形といたしましては、東側の歩道拡幅、これによって歩行者空間を確保していく、併せて交差点の渋滞解消の目的で交差点の右折レーンの設置、これを整備するものでございます。

続きまして、質問番号8番、千里丘三島線の三島3丁目の工区における計画の内容でございます。

都市計画道路、千里丘三島線でございます。西側の歩道幅でございますが約1メートル程度でございます。これを3.5メートルに拡幅する計画で、今後また進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 特定空家対策事業について2点のご質問にお答えします。

まず1点目、空家解体補助金の執行でございます。

本年度につきましては、正雀本町1丁目の特定空家を解消したところでございます。この補助金につきましては資産等の基準がございまして、今年度、正雀本町の物件については対象になりませんでした。

この補助金自体は、特定空家を対象としたものなので、通常空き家についてはこの補助金は対象となりません。

2点目ですけど、摂津市空家等対策計画の改定でございます。

この改定につきましては、これまでも空き家を増やさないことに注力してきたところでございます。

改定につきましても、基本の形は空き家を増やさない形の改定となっております。

令和5年6月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されまして、令和5年12月に施行されました。その改正の主

なところとしましては、管理不全空き家という考えと、緊急時の執行の制度、あと空家等管理活用支援法人の指定、こういう項目が含まれております。

今回の計画改定については、こういう項目について織り込んで、引き続き空き家を増やさないために進めていく計画として、改定案を令和6年3月8日から4月8日まで、現在パブリックコメントをかけておる状況でございます。

狭隘道路整備事業についてのお問いにお答えさせていただきます。

令和6年度につきましては、要綱の改正を考えておりました、重点区域についてはそのままに、あと家の前を対象といたしました補助については市域全体に拡大する改正を予定しております。

予算額の件でございます。

令和5年度までにつきましては、家の前の補助金と、あと重点地区で増やしております奨励金、開発地区から幹線道路までを整備する用地買収等にかかる費用についても当初の予算から計上しておりましたが、令和6年度につきましては、この予算取りの考え方を整理いたしました。改行幹線道路まで他人の土地を買収することになりましたら、協議開始から完成まで、相当の時間を要するため、予測しての予算要求ではなく、事業の進行状況に応じまして次年度での予算要求、ないしは年度途中での補正予算で対応することで、今回、令和6年度の予算要求をしておるところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に関します11番目の質問、公園の在り方と魅力向上と今後の展開についてお答

えいたします。

公園は誰もが気軽に利用できる憩いの空間として市民の暮らしに欠かせないものであります。日頃から安全かつ快適にご利用いただけるよう、維持管理を行っておりますが、昨今は価値観の多様化やコロナ禍によって変化した社会情勢などにより、各々の公園において、より一層の地域のニーズを把握し、実情に適した公園が求められております。

そのような中で、公園の魅力を向上させる手段としまして、遊具であったり、トイレであったり、イベントなど様々なものがございます。

水みどり課におきましては、日常的に公園遊具を点検した後に取り替えをするに当たりまして、未就学児用の遊具を増やしていております。例えば、おむつ型のバケツ型と言われるブランコであったり、前後に動く子どもたちが乗って遊べるリンクミニという遊具をセッピの形にしたものがあります。今年度におきましては初めてであります、誰もが使えるという観点から、インクルーシブ遊具としまして座面の広いブランコ型の遊具を設置させていただきました。

また、公園の顔として重要視しておりますトイレですが、令和2年度から集中的にトイレの洋式化を進めてまいりました。

洋式化ができるトイレにつきましては一旦完了しており、残りのトイレにつきましても和式を壊して洋式化していくことや、外装をきれいにし、トイレのLED化を図っていく等、日常的な維持管理を進めております。

ただ、これら全公園に求めていくことは難しいことから、水みどり課の職員で全ての公園の使われ方、どのような用途で使わ

れているのが多いのか、あるいは年齢層であったり、このようなことを把握するために、公園の在り方検討を現在進めておりません。

この在り方検討としましては、まず、42公園全てをカテゴリー分けにいたしました。このカテゴリーについては小さい公園、大きい公園、住宅地の中にあるとか、工場地の中にあるとか、様々な条件の下で分けまして、これに基づいてどのような公園に特化させていくのが一番魅力向上につながるのか、こういったものも含めた上で、先の公園の展開につなげていきたいと考えております。

公園のリニューアルなど、なかなか1公園にかかるお金も大きいですので、順番づけをしていくような長寿命化計画等にもつなげていきたいと考えております。それでもって公園の魅力向上をこれから図っていききたいと考えております。

続きまして、12番目、河川の樹木伐採につきましてであります。

河川の樹木伐採につきましては、先ほど委員からもお示しありましたが、議員だけではなく、市民の皆さんからも毎年我が課へご要望をいただいております。ご要望を受けた際には、市職員ですぐに現地に赴いて、現状確認の上、写真を撮り、河川管理者である茨木土木事務所に位置図とともにその写真を送り、要望内容を伝えています。

これ以外の市の対応としては、毎年、茨木土木事務所と意見交換会を行っており、その際には、情報共有させていただいております。年末には大阪府と河川の中を歩いて点検する職員合同による河川点検を行っており、その際にも、護岸の破損や河川の雑木状況であったり、あと土砂の堆積、

あるいは洗堀、こういったものも一緒に確認しながら、その際に指摘をさせていただいて要望もさせていただいております。

このような状況を踏まえまして、大阪府からの樹木の伐採や、河川の護岸修繕等につきましては大阪府による現地踏査や、先ほど申しました河川点検の結果、沿川の市街化状況、河川氾濫時の影響や予算規模などを考慮した上で優先度を定め、それを公表するとともに計画的に順次対応していくと聞いております。

先ほど委員からお話がありました大正川の伐採等を大規模にとのことについてです。以前より、市民の皆さんからいただいた要望を我々からも逐一報告させていただいた上で、やっとなという言い方になるかもしれませんが、大きく上流側から下流側に向けて伐採を進めていただいております。我々としては大変ありがたく思っている次第であります。

このことから、要望を続けるということと情報を共有することが一番大事であると思っておりますので、今後も引き続いて大阪府とは連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 今回の地域防災計画の改定について、本会議でもご答弁させていただいておりますが、災害応急対策業務における手順の一層の明確化や各種マニュアルの作成、見直しなどを実施していくことでございます。

応急対策業務等につきましては、先ほど野口委員からもご質問がありました。この間地震災害等、たくさん起こっております。そのたびに例えば国でございますとか、府でございますとかが、検証されて、マニユ

アル等は新しくなっているところがございます。

その部分を、これは地方自治体もそうでございますけれども、参考にさせていただきながら、いかに本市に合ったものにもっていくかが一つのポイントだと思います。

また、各種マニュアルの作成、見直しなどにつきましても、これは災害の応急対策業務がいかにスムーズに展開していくかのところで作成していくものと考えております。

マニュアル、計画等はそのように進めてまいります。あと実際にはそこに当たっていく職員がおります。650人の職員で、その中でフェーズに合った災害対策業務を行っていくこととなります。いま一度、そのフェーズごとにどのような業務が必要か、特に人数がどれくらい必要かを出したり、確認していきたいのが一点と、あと市役所の各業務として災害時でもやっていかなければいけない業務があります。その分も出していただいております。

今の段階で、いま一度、災害時にも各職場で必要な業務等を見直させていただいて、職員がいかに有効に災害業務に従事していくかが今回の改定のポイントになっていく。ですから、各職員の役割分担とでもいいでしょうか、その見直しもきっちりしていきたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、集会所についてお答えいたします。

集会所につきましては、その成り立ちとか、利用状況など、それぞれ大きく異なっております。

まずは現状のハード面、それからソフト

面の調査をしっかりと、方針を検討していきたいと考えております。

集会所について、おっしゃっていただいたように地域コミュニティの場と考えると、これからの自治会活動を含めて地域コミュニティをどうやって発展していくのか、発展させていくのかも含めて考えていく必要があるかと思っております。

来年度には地域コミュニティ活性化に向けた条例も制定されるとのことございまして、自治振興課はじめ、関係各課と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、低未利用地についてでございます。

いくつかございまして、主なもので申しますと、旧味舌小学校の跡地、うち防災空地と位置づけられているところでございます。

これまでせつつあそびまち遊育園の仮園舎の用地として活用してきましたが、来年1月頃からは千里丘小学校建替えの掘削土置場として使用する予定でございます。

あと小学校で申しますと、旧三宅小学校の跡地は校舎の一部が、地域の活動で使われたり、防災の資材置場として活用されております。

グラウンド部分も土日を中心に地域のスポーツ活動等に活用されております。

あと千里丘新町の健都イノベーションパークの用地については保健福祉部で売却していく予定でございます。

あと旧別府公民館、市民活動支援センターの跡地、こちらについては所管課から資産活用課に移管後、売却していきたいと考えております。

最後、公共施設等総合管理計画の第1期

の到達度と今後でございます。

まず、現在行っております基本のP D C Aを確立できたかと考えております。

施設所管課に対しましてマネジメント研修を実施しまして、調査、点検、それから評価、検証を行っております。必要に応じて資産活用課の職員も現場確認して、悪いところについては予算化して営繕につなげていっているところでございます。引き続きこのP D C Aを回していきたいと考えております。

もう一つ、再編についてでございます。F Mは施設に係る経費の最小化と、施設効用の最大化を図るものでございます。これは地方自治法の最少の経費で最大の効果を挙げるとの規定そのものでございまして、この計画がないときからも取り組んできております。

例えば三宅小学校、味舌小学校の統合や、三島団地建設のときには鳥飼野々団地、それから鯉生野団地を廃止しております。

また、別府コミセン建設のときには集会所を取り込んでおります。

この計画ができてからも、就学前施設の再編、民営化、それから今進んでおります、鳥飼小学校、鳥飼東小学校の統合もする予定でございます。

ということで、計画があるないにかかわらず、これまで取り組んできたところでございます。

この計画において、再編のP D C Aも確立いたしましたので、ハード、ソフトの評価を行い、方針を立てて個別施設計画を策定するというこのルールに従ってこれから検討してまいる予定でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 17番目の公共施設の確認申請の手続について、庁内連携を取

る話がありました。質問者は要望とのことですが、建築課で公共建築物の建築について、庁内連携がどうなっているか、答弁ください。

江草副理事。

○江草建設部副理事 公共建築物の庁内連携でございます。建物を建築しようとする場合につきましては、建築基準法第6条に、建築主は建築基準法などの法令に適合するものであるとして、建築主事の確認を受ける必要がございます。

この建築主事につきまして、建築基準法の中で、人口25万人以上の都市につきましては建築主事を置かなければならないとなっております。本市の場合はそれ以下でございますので、本市には建築主事はいない状況でございます。

本市の建築確認につきましては、大阪府の建築主事によって建築内容が確認されることとなります。

ただし、その申請前につきましては、本市建築課で確認申請の経由もする業務を行っております。教育委員会など、公共設備、公共建築物を建てる場所につきましては、事務職員が多いですが、建築課及び資産活用課には建築の職員がおりますので、構想段階から相談していただきたいと、これまでも資産活用課からその事業につきましての予定の調査を行ってまいりました。今回また改めて資産活用課と建築課から、総務部長と建設部長連名で、公共建築物を建てる場合は構想段階から早め早めの相談をしていただきたいと通知を行ったところでございます。

以上です。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 それでは2回目、順番に質問させていただきます。

1点目の財政状況です。

先ほど部長から、今後に対する基本的な姿勢の一つとして、健全な危機感というお話がありました。

いろいろ総務部長から歴史的な経過についても、まちづくりと財政との関係も含めて答弁があったわけであります。市民の暮らしの問題とか、いろいろ含めて今後気にかけていただきたいので、若干議論したいと思います。

数値的なものの確認ですけれども、まず市債残高については合計456億円であります。市民一人当たり53万円の市債を抱えている現状になります。

これを森山市政誕生時の平成16年度、20年前と比べますと、その当時の決算では978億円でしたので、約47%まで一応少なくなっているのが事実として一つあります。

基金残高については、これから若干不用額が出てきますので、いただいている資料プラスアルファが出るだろうと思います。20年前は50億円の基金でして、令和4年度の決算では165億円で当時の3倍以上あります。説明があったように、令和5年度、令和6年度、だんだん厳しくなっていくので、傾向としては毎年立てる中期財政見通しに、言い方は別にして近づきつつある状況だと思います。そういう点では総務部長がお答えされた、健全な危機感が大事な観点だと思います。

少し財政危機という見方と市民の暮らしの問題とお金の使い道でお伝えしたいのは、20年前の財政危機と今は全然違うことを改めて見ていただきたいと思います。その点の見解を求めますけれども、20年前は財政が厳しいから多額の公共料金の引上げとか、二つの学校の統廃合がなさ

れました。特に、平成18年度は、公共料金値上げで、計4億9,000万円が増額されました。また、二つの学校が統廃合されました。財政危機を理由としていろんなことが行われ、市民負担もどんどん増やさされ、いろんな制度も後退させられたわけであります。

それに比べて先ほど申し上げたとおり、財政状況が違うわけであります。その点を見ていただいて、総務部長は健全な危機感とおっしゃったけれども、これからいろんな多額の費用を要する大型公共事業が展開されますので、状況を見てしんどいから市民負担を増やさせてくださいでなくて、説明責任をちゃんとしながら、市民本位の財政運営をしっかりとやっていただきたいと申し上げておきます。

そういうことも含めてまたこれからいろんな議論を展開できればと思っております。

それでもう答弁は要りませんけれども、今は物価高騰で大変であります。世間はバブル時期の株価水準で、それに対していろんな意見が出ておりますが、暮らしは大変な状況であります。計画的に今の財政状況に対する説明責任を果たしながら、いわゆる行政展開をやっていただきたい。その上で市民の暮らしに身を寄せて、先ほど市民生活に触れていただきましたけれども、改めて市民生活をきちんと直視していただいて、物事を進めていただきたい。

この間もいろいろ紹介しておりますけれども、摂津市の所得水準について、資料をいただいております。税金を納めている方々の所得水準、200万円以下が64.8%を占めています。吹田市もたくさんこの間増えまして、200万円以下が64.84%と摂津市と変わりません。北摂各市

と比較しますと大体60%を超えておりますので、僕は貧困化が進んでいると思っています。これを見ていただいて、いろいろな市民生活を直視していただいて、単純に市民負担を増やすことをやめてほしい。

令和6年度に国民健康保険料、介護保険料、学童の保育料を値上げされます。そういう今の生活がしんどい中で、しかし財政もどんどん中期財政見通しに近づきつつある中で、きちっと見据えていただいて、取り組んでいただきたい。

それで、中期財政見通しの正確性についてはいろいろ議論もしてきました。昨年の中期財政見通しでは、基金を使って70億円のプラスになる見通しであります。令和7年度が39億円のプラス、令和8年度が33億円のプラス、令和9年度が10億円のプラスであります。そして、令和10年度、13億円のマイナスで、令和11年度が39億円のマイナスとしております。

そこで計算しますと、令和4年度の標準財政規模が202億円でありますので、赤字が25億2,000万円です。早期健全化団体、いわゆるイエローカードになります。レッドカード、財政再生団体は赤字が40億4,000万円になります。これに昨年度の決算を受けての見通しでは、令和11年度、つまり5年後の見通しであります。その点では危機感を持つ必要がありますが、一方で20年前と比べてそんなにびびる必要はないと思っています。実際の財政状況は優良企業というべき水準であり、きちんを見据えて、市民の暮らしに身を寄せて、市民本位の財政運営をぜひやっていただきたいことは申し上げておきます。

財政問題を終わります。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

野口委員。

○野口博委員 次に、社会資本整備総合交付金の問題です。なかなか判断が難しいという話でありますので、そういう視点も、今回受け止めていただいて、目配りして、状況については、確認などしていただいたら、また教えていただきたい。

市民税減税についてです。令和2年度に2件、その後、3件、11件、3件で、合計19件であります。

大変いいことですので、コロナ禍を含めて、いろいろな暮らしの中で、ぜひ実態に合わせて、中身の改善をしていただきたい。利用を増やしてほしいという気持ちはあるんですけども、現在の制度上、前年の合計所得金額が260万円以下という、金額的な条件があります。その世帯全体で見たら、そんなに多くはない金額なので、こういう前年の所得金額、対象金額について、高めることも含めて、相談の中でつかんでいる状態も含めて、改善をぜひしていただきたい。

ぜひ、周知徹底を、より図っていただいて、こういう制度がありますと広めてほしいと思います。その点について、答弁をお願いします。

千里丘三島線について、千里丘東2丁目の完成形ですけれども、民間幼稚園際の交差点のところにある民間住宅のところは含まないということで、取りあえず完成になります。少し残念なことではありますけれども、引き続き、努力していただいて、交差点までの完成形を求めて頑張っていただきたい。

その上で、この道路、歩道の拡幅整備完了によって大型車規制が解除されると思

います。そうした場合に、香露園1号線の大型車規制問題について、千里丘三島線の大型車の規制が解除になったとしても、もう香露園1号線を規制することにはならないと、そういう対応が変わっています。できれば、その問題含めて、香露園1号線の大型車規制問題について、この間の取組状況を、この際教えていただきたい。

三島3丁目については分かりました。3.5メートル、なかなか広いと思います。

次に、特定空家対策の問題です。

令和5年度の80万円の未執行は、一応、分かりました。

今回パブコメしている改定の趣旨も、特に、3点お話がありました。言われている緊急時の対応、例えば悪天候で、老朽家屋の壁が飛んだり、屋根が飛んだり、設備が飛んだりして、周辺の方々が安全上で大変な状態にあるときは、緊急対応で、行政として、所有者への連絡も当然あるかも分かりません。対応できるのかの問題と、管理不全空家の問題、今回の改定によって、市が管理不全空家として指定した場合に、従わなかったら、固定資産税の減免がなくなること、法律上で規定されているわけです。その問題と、いわゆる平成25年に調査されて、5,800の空き家があるということで、この計画が出発されています。この管理不全空家として、市が見ているその推定数を教えていただきたい。

この間、取り組んできていただいている、特定空家にならないけれども、周辺の方々が見たら、いろいろ対応してほしいという問題についてです。例えば、身内がいない方が亡くなったと、家と土地がありますと、普通で考えれば、行政から連絡して、国に移管するという手続になるかと思いません。その辺の実例だとか、なかなか所有者

を見つけるための作業も大変な中で、対応は難しい件もあります。実際に周辺の方々から言われた中で、対応した問題について、事例があれば、併せて教えていただきたい。

続いて、狹隘道路問題であります。

何か説明が僕の理解不足もありますので分かりません。令和5年度はゼロだというのは、狹隘道路沿いで開発をしようとした場合、いわゆる4メートルの位置取りをしなければ、そのお宅の狹隘道路としての修理改善費用は対象外ということでしょうか。市内の住宅を見ますと、奥入ったところの住宅は、4メートル未満のところ建てられている家もたくさんあるわけがあります。そこを建て替えるとしたら、その家の前は4メートルに従ってできるけども、その周辺の幹線道路から、そのお宅に来る前は、なかなか4メートルを確保できないことが、度々あると思います。そういうところは対象外だから、令和5年度は未執行になったと理解しているわけであり、その理解でいいのかどうかを含めて、その理由が分かりませんので、実例を挙げて、分かりやすく説明ください。

それと、5分の1になりましたけれども、今の狹隘道路の補助事業を、多くの方に利用いただくために、内容的に改善しようと思っているところがあれば、併せて説明いただきたい。

水みどり課です。いろいろ庁内で検討なさっているとのことで、ぜひ、その結果が多くの方が利用できる状況につながっていければいいと思っています。

その計画の中で、ぜひ、多くの方々に、こういう公園にしてほしいとか、こういう遊具を作ってほしいとか、いろんなご意見みんな持っていると思います。近いうちにそういうアンケートもちゃんと取ってい

ただいて、今、市が検討している内容に加味していただいて、その中で仕上げていただきたいので、よろしくお願いいたします。

それと、この前、役所広司が主演の PERFECT DAYS を見てきまして、有名な建築家の方々が設計された渋谷区のトイレがありました。使いやすいきれいなトイレが公園にあれば、多くの方々は、当然、そのことも含めて利用すると思います。トイレも含めて、使っていただきたいという行政側の思いを伝える手段として、ぜひとも参考にさせていただいて、生かしていただきたいと申し上げておきます。

河川の大木の問題です。毎年2月頃に連絡していただいて、伐採していただきます。これの繰り返しです。どこかで何とかならんかという気持ちもあります。昔は子どもが小さい頃、大正川で一緒に魚を捕っていましたが、今はそういうスペースも限られております。半分以上は、土砂で埋まっている状況で、昔みたいにならないのかとの気持ちもあって、昨日に話したら、大分埋まっているのでしゅんせつしますけども、まだまだそういう体制ではないと返事がありました。素直に考えて、河川として利用しやすい状況にすべきだと思っております。そういう問題を含めて、毎年声を上げなくても済むように、何とかできないもんかと思っておりますけども、その点について何かあれば、よろしくお願いいたします。

次に、防災危機管理課の問題です。

いろいろおっしゃっている中身を詰めていただきたい。例えば、今、起きてもおかしくないのが災害ですので、起きた場合に対応できる環境整備をぜひつくっていただきたい。鳥飼北小学校とか、旧三宅小学校等々で、取組をなさってきています。ここから広げていただきたいと思っております。

吹田市で、取り組んでいる事例で、毎年、可能な限り、一斉に合同防災訓練をやっています。地元と相談して、市が決めている避難所、それと、自治会が定めた避難所、両面で避難する場所を決めて、一緒に取り組んでおります。このことは、市民に対して、地震が起きてもおかしくない状態でありますと、水害も発生するおそれもありますと、この災害列島日本の自治体の構えとして、大事な視点だと思っております。いろんな課題について、今、積み上げていっていませんけども、行政側として、令和7年度ぐらいには、この一斉の防災訓練ができないものかと思っています。それによって、お互い認識を向上させていただいて、備蓄の問題とか、落下防止とか、いろんな問題を含めてやってほしい。それと事前の避難だとか、含めていろんなことがあると思っておりますけども、防災に対する意識を、市全体で高めていくのが大事だと思っています。吹田市のこういう取組について、ご意見をお願いします。

次、資産活用課、集会所問題です。

集会所は木造です。民間住宅もほとんど集合住宅を除けば、多くは木造であります。昭和56年以前の旧耐震基準の建物については、耐震化促進に取り組んでいます。

それを考えた場合に、集会所も木造です。きちっと耐震補強した上で、先ほど申し上げた、いろんな機能も備えていただいて、これを拠点にして、一緒にまちづくりを進めていく構えで方針をつくっていただく。そのことが自治会の加入も含めて、いろんなところに波及していく。そういう構えで取り組んでいただきたい。

関連して、未利用地の問題であります。

7か所について説明がありました。特に、今回は、旧味舌小学校の跡地は、千里丘小

学校の掘削土置場ということで、令和10年1月まで4年間使用されます。この問題に関わって、旧味舌小学校の跡地については、市民から災害時の防災空地としての要望があったと思います。今回、行政側がそういう千里丘小学校の動きの中で、土の置場として方針を出されましたけども、地元の市民から見たら、民間幼稚園の仮園舎がなくなった時点で、この場所について行政と自分たちで、どう活用するか協議が始まっていくと思っております。突然、掘削土置場として活用すると。今後の財政状況から売却の方向に流れていくのではないかと、こういう心配の声も広がっているわけでありまして。

この問題は、総務部長から答弁いただければと思っております。筋として、これまで一緒に懇談なさって、数年前に市長ともお会いさせていただいて、防災物資の問題も含めて、その後の動きにつながってきたと思っております。少なくとも行政の方針の決め方について、関わってきている団体、市民に対してできる限り矛盾がない形でお知らせもしながら動いていくことが大事だと思っております。こういう方針を決めたから、その後、懇談しますでは、なかなか納得できません。併せて、その進め方として、決めた方針に関わっていた方が納得しないとしても、そのことについてちゃんとお知らせし、こういうことで4年間使うけども、今から、この場所の跡地活用についての話し合いを進めていく、そういういろいろなやり方があると思っておりますけども、その問題についてお聞かせください。

次は、FMの問題です。

一応、1期目の10年間の中で、8年目を一応迎えるわけでありまして。PDCAも含めて、予定どおり事が進んでいるとの話

であります。そうしますと、部分的には、動いて、例えば三宅柳田小学校のコンクリートのチェックをされた後、外壁とか、屋上防水などを含めたり、また、おっしゃっているいろんな個別対応をされていることは分かります。

いろんな公共施設問題については、その公共施設そのものは、市民の財産でありますので、当然、市民とキャッチボールしなければ事は進まない、それははっきりしております。この1期目の最終が2026年であります。今、1期目の終盤に入っていますけれども、全ての作業の結果、地域住民も含めて、一緒にキャッチボールして、行政側としてこの間こういう調査をし、検討もして、この場所はこうしたいという方針を決めたとします。その場合、いつぐらいから、具体的に関係公共施設について、市民との協議に入っていくのか、目安について少し教えてください。

最後、設計監理の問題について、答弁内容は分かりました。

その通知も出したとのことでありまして、ぜひ、その成果を出していただくように、一応見守りますので、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 2回目の質問にお答えします。

個人市民税の減免における所得の制限です。所得の減少に伴う減免の適用としまして260万円、あと135万円の線引きで、減免の割合を変えさせていただいております。

所得260万円といいますと、一般的なその給与収入の場合で400万円を少し切るような収入の金額が所得で260万円程度かと思っております。こちらにつきまして

は、税負担の公平性や一定収入があられる方につきましては、貯蓄等を含んだ担税力を、一定お持ちの方もおられるところで、金額につきましては、制限を設けさせていただいております。

また、今後の状況や税制改正の動きに合わせて、内容について考慮させていただく形で進めさせていただければと思っております。

また、減免のお問合せにつきましては、特に、お電話、窓口、メール等で、件数的にそんなに多くはないですが、お問い合わせいただいた都度、手続の進め方や、その方の状況をこちらで確認させていただいた上で、適正な運用に努めております。

ホームページでも、減免制度につきましては、ご案内を設けておりますので、今後につきましても、丁寧なご案内・ご説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、質問番号7番、千里丘三島線の道路改良事業に関しましてのお問いでございました。

委員がおっしゃっている千里丘三島線の歩道整備が整ってきたら、今の大型車両通行規制関係の内容はどうかのお問いであったかと思えます。現状、千里丘ガード、ちょうど産業道路の府道大阪高槻京都線との接続でございますが、千里丘交差点から千里丘駅南交差点にかけては東行き、西側から東側にかけての車線について、大型車の通行規制、車両通行止めという制限がかかっております。

警察の見解、以前からるる申し上げてまいりましたが、基本的には、千里丘三島線の歩道拡幅がされたとしても、大型車両の通行規制はなくならないとお聞きいたし

ております。

先ほどおっしゃっていただいているのは、その香露園1号線の大型車両の通行についても、沿道の事業所であったりだとか、周辺の大型車の通行に関わる部分で、ここもかねてから地元、また、野口委員のお声も警察にお届けはさせていただいております。こういうような地元要望があるということも、継続してさせていただいているところでございますが、警察側の意向としては、以前と変わらない状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 特定空家に関する質問にお答えいたします。

まず、一点目、緊急時の対応についてでございます。

この緊急時の対応が、今回の改正で新たに含まれたところであります。まず、建物というのは、個人の管理物であり、台風とかで破損が出たとしても、必要最低限の撤去とか、除去、そういうところしかできないことになっております。まだ細かなガイドラインは出ておらないのですが、法の中でも、非常に危険だという判断については、慎重に行わないといけないことは、個人の所有物を一部でも撤去してしまうとか、そういうことになるので、非常に判断が難しい法改正内容かと考えております。

続きまして、管理不全空家でございます。

本市の特定空家の事業につきましては、特定空家を増やさないということで進めております。この管理不全空家と申しますのは、そのまま放置すれば、特定空家になる可能性があるものと定義されているものでございます。これができたからといって、これまでの本市の空き家に対する対応については、特に大きく変えることはない

かと思っております。早め早めの助言・指導によって、特定空家にさせない、管理不全空家にしないことを、まず、もう少し先行的に助言・指導をしていくことで管理を進めていきたいと考えております。

管理者が不在の建物の対応ということで、一般的なお話になってしまいますけど、建物、空き家については、まず、管理者による管理、これが第一義であります。管理者をまず探す行為に入ります。これにつきましては、登記簿上だけの、登記されている方の生死だけではなくて、場合によっては戸籍をずっと追って、所有者を特定していく作業が出てまいります。この特定する作業をした結果、管理者が存在しないことになれば、次の段階へ動くということで、まず、この所有者の特定をする作業、これは非常に時間かかるもので、いろいろ苦慮しているところでございます。

続きまして、狹隘道路であります。

この狹隘道路につきましては、個人を対象にしました補助金制度と事業者も使えるという奨励金の2本立てになっております。

先ほど、ご説明が不十分で少し伝わりにくかった部分につきましては、奨励金の予算の組み方を再考したところでございます。開発者がその開発地から幹線道路まで、道を広げなければ開発できないところで、沿道の所有者の土地から、例えば買収することになりますと、市へ協議にいられてから、実際補助については、事業は整備が完成した後の請求になります。時間を要するため、当該年度の補正予算ないし次年度の当初予算を見込むことで、予算の要求の仕方を変えたところでございます。

個人対象の補助金につきましては、家を建てる場合、幅員4メートル以上の道路に、

うち2メートル以上接していないと、建物が建てられないところがあります。その部分については、個人対象とした補助金で、この部分を地域全体に広げる予算を令和6年度の予算として要求しております。

改善点といたしましては、その個人対象の部分について、より使っていただけるように、例えば、側溝整備の部分について、寄附のみならず、無償での使用契約を道路管理者と締結していただける場合については、その補助率について優遇する形の制度で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、2回目の質問をお答えします。

1回目の繰り返しになりますが、河川に生えている樹木の雑木、それと、委員からお示しのありましたしゅんせつ、それと、河川護岸の劣化部分の改修等、河川に関することにつきましては、管理者である大阪府茨木土木事務所になります。意見交換会の場であったり、河川点検の場であったり、引き続き、市からも要望をかけさせていただいており、計画的に順次改修すると聞いておりますので、情報を共有しながら要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○三好義治委員長 丹羽理事。

○丹羽総務部理事 吹田市のように、全市的に防災訓練を実施されることは、災害等の対応能力を向上することはもとより、防災意識の高揚についても、非常に有意義だと思っております。

本市の訓練につきましては、本年は5月18日に、一津屋防災公園において、大阪府の地域防災総合演習に参加させていただいて、災害救助訓練等々、学習させてい

ただ、また参画していきたいと思っております。また、本市が主催しておりました総合防災演習についても、今、中断しておりますけれども、来年度は検討して、実践的な形での再開を目指しているところでございます。

その中には、先ほど、野口委員からありました吹田市のやり方も含めて、検討してまいりたいと思っております。

また、本市は、自主防災訓練を各校区地区で取り組んでいただいております。繰り返になります。本年度は7件の校区地区で実施していただいております。次年度につきましては、全ての地区校区でやっていただけるようにお話を持っていきたいと思っております。今までは訓練も内容もどちらかというと、偏ったところがありました。三宅地区とか、鳥飼北小学校区のワークショップ等々の動きがありますので、例えば、三宅地区にすれば、実際の避難所の運営訓練等々に結びつけていただいて、各校区地区の訓練を充実させていただいて、総合的に防災力向上に向けて、当面は動いていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 山口部長。

○山口総務部長 低未利用地に関しまして、旧味舌小学校跡地の活用についてであったと思います。

今、幼稚園の仮園舎ということで、それが終わった後については、協議できるのではないかとっておられたとのことあります。この件につきましては、昨年10月の決算審査に係る委員会的时候にも質問を受けまして、これまでの経緯等々を振り返りながら、答弁させていただきました。ですので、あまり重複することは避けさせていただきますが、おっしゃったとおり、

旧味舌小学校跡地につきましては、平成21年の春先から考える会の方々と懇談会を重ねてまいりました。私は、平成27年度まで10数回ほど重ねてまいりました。皆さんいろんな分野の方がおられまして、本当に思いがあり、跡地を何とか、市民の皆さんも活用してほしいという思いが、非常に強かったと記憶をいたしております。

そのような中、平成28年、市長から、広く活用・検討するけれども、これまでいろいろ売却も選択肢と入れながら、広くいろんな選択肢を見ながら、防災空地として残すべく思いを新たに表明されて、今日に至るわけです。一応、凍結ということではありませんが、市長は広く市民の皆さんとか、議会の皆さんの意見を拝聴しながら検討すると申されておりますので、我々も凍結という、その文字面だけにこだわらずに、しっかりと検討は日々やっていくべきものと思っております。

その中で、その活用の方向性にはなるのですが、いつまで凍結かについては、私には何とも答えようがありません。そういう中でも、いろんな方策を検討すべきであります。近頃いろいろ地震でありますとか、自然災害が多発しております。市長もそういうことに鑑みて、防災空地ということをおっしゃっていると理解いたしております。

そのような中で、今後、この旧味舌小学校、旧三宅小学校もそうですけれども、都市防災の観点から考えますと、都市空間に残された空地には変わらないのかと思います。その部分をしっかりと考慮に入れながら、どのような形で今後活用するのか。これは、あえて売却ということが、もうないですとはよう言い切れませんが、今後は、そういう都市防災の面からの活用

というところが、非常に大きなテーマになってくるのかと、私は個人的には思います。

最終的には、例えば公共施設等々に活用するのであれば、条例という形であったり、条例という形でなくても、何がしかの活用ということになれば、予算を通してということになろうと思います。もちろん、市民の皆様、議会の皆様の意見を事前にいろいろ拝聴する、そういう過程は大変重要と思っておりますけれども、最終的には、条例ないしは予算ないしは、そのほかの形で市民の代表であります議会の皆様に、議案としてご提案申し上げることになるのかと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、FMについてで、その中でも再編に係る部分だと思います。

市民への周知とか、説明だと思います。集約とか、複合化など、再編するという個別計画については、パブリックコメントも必要であると思っておりますので、必要に応じて意見を聴いたり、また、情報提供が必要だと考えております。

この個別施設計画、あくまで施設所管課が策定するものではあるのですが、時期については、今のところまだ申し上げることはできないところでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 それでは、全て要望にさせていただきます。

市民税の減免問題については、収入では400万円ぐらいだという話でした。いろんなケース・バイ・ケースがあると思えます。500万円、600万円の方でも、いろんな状況変化によっては、収入減またゼロになる場合もあります。この間利用され

た方々の実態を検証していただくことも含めて、今の状況の下で、この他市の事例も参考にしながら、より中身の改善をしながら、周知を図っていただきたいと、再度このことを申し上げておきます。

千里丘三島線の道路拡幅と、香露園1号線の大型規制問題は、規制解除にならないという答弁だったと思います。茨木市側に大型の倉庫がたくさんできまして、その関係で香露園1号線を通るわけです。今また多くの大型車が通っている状況もありますので、何か改善できる方策をつくっていただいて、そのことも取り組んでいただながら、この根本問題について、結果を出していくための努力をしていただきたいので、よろしく願いいたします。

特定空家問題です。

説明を聞くと、法律を改正したけど、現状と変わらないという感じを受けるわけです。過去に、吹田市の選挙がありまして行ったときに、住宅の壁が飛んで、摂津市は危ないということで、吹田市の職員が来られて対応しました。それに対応できる条例を吹田市は持っているわけです。今回、摂津市は条例を持たないけれども、法律上、緊急対応で、項目が入った。でも、現状は一緒です。その緊急対応の場合に、市が判断して危ないと、最低これだけは対応すべきだとした場合に、税金を使って対応できるのかと、後からそのことについては、所有者に請求する対応になっていくのかを確認したいと思えます。

それと、管理不全の問題です。法律上は、管理不全空家として、自治体が勧告し、従わなかったら、固定資産税の減免を受けることができないと規定されているわけです。改めて、お聞きしたいのは、空き家を出さないと苦勞されていると思えますけ

ども、大体どのくらいあるのか、推測を含めて教えていただきたい。

管理不全空家、特定空家になる可能性のある空き家について、何もしなかったら、その状態になるわけです。実態に応じてこの改正が役立つ。役立つためのプラスになる方策があるのか、何か分かりませんが、教えていただきたい。

狭隘道路は、また教えてもらいます。摂津市の場合は、駅前周辺でも路地に入った奥に、たくさん住宅が建っております。制度を利用していただいて、まともな環境をつくっていただきたい。これについては、また勉強させていただきます。

防災危機管理課の問題は、いろんな課題があると思います。今いろいろ活動をされて積み上げてきています。三宅地区、鳥飼北小学校区、そこまで見直しましたと。そんな中で、心配なのは、元旦に能登半島地震がありました。東日本大震災は、昨日で13年目を迎えました。併せて、いろんな関心が高まっておりますけれども、時間が経過すれば、またしぼんでいく可能性もあります。行政側として、全ての校区で云々という方針もありますけれども、相談していただいて、何が一番効果があるのか、吹田市の取組を紹介しましたので、参考にさせていただいて、インパクトのある災害防災対策を市民と一緒に進めていく環境整備という点で、ぜひ具体的検討を図っていただきたいと、お願いしておきます。

未利用地の問題です。

部長からも答弁いただきました。何事も説明責任といいますか、市民と行政が考えたまちづくりをどう納得と合意で進めていくかが、鍵だと思っています。納得しなくても、行政側として、関係市民と協議なさって、事を進めていく、こういう市民と

一緒になったものづくりを、まちづくりをどう進めていくかにも関わってくるだろうと思います。最低方針を決めたわけで、それに対するいろんな怒りもありますが、早急に、懇談会を持っていただいて、行政側の気持ちも含めて、伝えていただきながら、今後、部長がおっしゃったように、できれば早急に跡地活用をどうしますかという立場で、体制をつくって進めてほしいと思いますので、その点、部長へ要望しておきます。

FMは、これからいろいろ今の作業が完成したら、さらに大きな課題が、対市民の関係で、地域との関係で、より心血も削りながら、そういう作業になっていくだろうと思います。それを乗り切れるような内容をまとめていただいて、いろいろ大変ですけども進んでいただきたいと、お願いして終わります。

以上です。

○三好義治委員長 江草副理事。

○江草建設部副理事 特定空家についての質問にお答えさせていただきます。

まず、緊急時の対応であります。法のたてつけといたしましては、最小限の緊急時に対応した部分について、危険と判断した部分は、市が対応し、その費用については所有者に請求することになっております。

ただし、この扱いについても、基本的には個人をまず特定して探していただいて、危険な状況、そこを撤去してもらおう動きが、第一義的な動きになるかと考えております。

2点目、管理不全空家についてでございます。これまで特定空家についてならないようにということで、指導等を行ってまいりました。現在、管理不全空家候補がどれくらいかは、推定が難しいところはあります。

管理不全空家にならないように、特に、注視しておる物件については四、五件ございます。この四、五件につきましても、一緒の家屋ではなくて、ある程度、指導したら改善され、入れ替わりでその件数ほどとなっており、注視しておる状況でございます。

この管理不全空家について空き家の対策に、役立つかでございます。管理不全空家に指定するにつきましても、これまでの特定空家と同様の手続が必要になります。助言・指導を行って、勧告とか、そういう手続をした後に、管理不全空家に指定します。この名称は違いますが、手続的に市の対応といたしましては、同じような手続、それが事前の段階から動き出すかどうかでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、質問としては5点ほどお聞きするつもりでおります。よろしくをお願いします。

まず、1番目、予算概要18ページです。

主要事業でいくと100番目に当たっています市立集会所管理事業について、この間、多くの委員からも質疑も行ってきたので、重複しないように、聞きたいと思えます。

この行われる条例案にも関わることかもしれませんが、集会所の底地が市の所有でない集会所が幾つかあります。FM推進計画の中でも集会所の欄で、今後の課題として、集会所底地が市所有でない施設は、建設の目標使用年数が到来するまでに、集会所機能の移転先を含めた検討が必要と示されています。今回第30集会所については、一気に返還と解体とされましたけれども、今ある集会所の中で、市が所有していない底地の集会所はどのぐらいあって、

そこについて、どのような検討をしようとしているのか、お聞かせいただきたい。

もう一点、お聞きしておきたいと思うのは、この間もいろいろ質疑と答弁の中で、お答えもいただいておりますが、FM計画の中で、さらに集会所の躯体ですとか、ハードの面での調査をすると同時に、使用状況ですとか、地域に集会所の果たしている役割はどうだとのことで、ソフトの面での聴き取り等を、やっていかれるようなお話があったかと思えます。大変重要な視点だと思えますし、ぜひやっていただきたいと思えます。集会所は、日常的には市直営の施設であります。運営については、それぞれの自治体、自治会などで構成している運営委員会等でやられているかと思えます。そういったところから上がっている利用状況の報告であるとか、後は、そこになく利用の在り方であるとか、もしくは自治会ではないけれども、地域のサークル活動等々、こんな利用の仕方があるということなどの状況把握は、現段階でどのぐらいできているのか。その足らざるところについて、ヒアリング等、地域の中に入っていこうとしているかと思えますが、その点について、もう少し具体的にお答えいただけたらと思えます。

次に、2番目についてです。

情報政策課の情報管理事業、これは先般、塚本委員からも質問がありましたけれども、自治体DX、情報システムの標準化の問題についてであります。

報道にもありましたし、塚本委員から問題提起もあったかと思えます。令和6年度、令和7年度の2年間かけて、政府が求めている自治体のシステムの標準化につなげていく期限があります。それに向けて、あと2年あります。何をつなげていくか、

先般の答弁では、例えば戸籍であるとか、住民票であるとか、国民健康保険であるとか、20個の業務についてつなげていくということでありませう。

今、恐らく各部署で、自分のところで持っているシステムと標準化システムとの適合性等々、議論をしているか、話し合いがされている最中ではないかと思いますが、この20業務の進捗状況について、どういふ状況になっているか。

それから、予算を見てもみますと、今回の当初予算には、システム構築委託料というのは計上されておられません。令和5年度ついでおったのですが、令和6年度は、現段階では計上されていない状況になります。この標準化に関わって、今後のシステム構築等々でかかってくる予算のめど、令和6年度もしくは令和7年度にどのぐらいの予算が見込まれているのか。また、令和6年度補正でも、何か検討されていることがあるのかお聞かせください。

それと、同じく情報DX問題、標準化のことについての二つ目です。20業務の中で、政府が作っている標準化の中には入らない市独自の政策に幾つか、各自治体でも地方自治を生かして取り組んでおられるかと思ひます。この標準化、準拠アプリ等の中で、標準仕様に含まれているものでなければ、標準オプション機能を活用して、装備していくことも可能になっているけれども、政府としたら、極力抑えてくれということにもなっているようです。現段階、摂津市の各20業務の中で、市独自で取り組んでいる政策が、標準アプリの実装装備のもので可能なものと、それから、標準オプション機能を活用しなければならないものが、恐らく、これから現段階で仕分けされて、どうしていくのかということにな

っていくかと思ひます。当然そういったオプションをつけるとなると、現在摂津市が契約しているベンダーにそういったシステム、オプションがあるのかどうなのか、対応できるかどうかと、もしくは対応するにしても、オプションをつけるとシステム料が大変高額になってしまうというふうなこともつながっていく。その中で、自治体独自の施策ができなくなってしまうのを、一番私は危惧しているわけです。その辺の標準オプション、オプション機能の調達、一体業務の中で、現段階でどのぐらいつ想されているのか。現行ベンダーの提供システムで対応できるのかどうかです。その点の現状をお聞かせください。

三つ目です。これも閣議決定された内容だと聞いておりますが、自治体システムの標準化に当たって、2018年度と比べて、それぞれの自治体のシステム経費を3割削減することを、努力目標にされているとお聞きしております。もちろん全国市長会も、国に対して、自治体の規模であるとか、それから、システム化、クラウド化などの進行状況によっても、2018年度比3割削減は難しいという自治体も当然あるわけで、柔軟な見直しを求めている市長会からの意見書も出されていると聞いております。この3割削減に関して、もう2年後です。現段階でのめどというものがありませんでしたら、教えていただきたい。自治体情報システムについては、以上です。

次に、大きな番号3番、防災対策の問題です。

この件については、代表質問でお聞きしたことと、既に、多くの委員が質疑されているので、私からはもう要望だけさせていただきますと思ひます。

三宅小校区で避難所運営マニュアル、そ

れから、鳥飼北小校区で地域版防災マップの取組などはなされているということで、この間、何度もご報告をいただいております。それを活用されていくとのこと、できるだけ幅広く、かつ生きる形で、場所が変われば、当然工夫も始まっていきます。その工夫された内容について、やれていないところも含めて、フィードバックしていただきながら、全体で地域の防災マップであるとか、避難所マニュアルについての共有を図れるような場を、提供していただきたいと要望しておきたいと思っております。

それから、避難所の運営についてであります。

一般の代表質問でも、少し述べましたけれども、多様な人の多様な避難の在り方のセミナーに出させていただいて、改めて気づいたことは、いろんな方々が災害のときには、一つのところに集まっていくということでもあります。しかも、日常であれば、その人その人に光が当たった多様性であるとか、合理的な配慮というような点を当然保障されるべきものが、避難所という非常時のときには、どうしても後回しにされてしまう場面があります。能登半島の地震であったり、それから、東日本大震災であったり、阪神・淡路大震災から避難所の状況が一切変わっていないことに衝撃を受けたと、セミナーに参加された方もおっしゃっていました。避難所が快適で何が悪いとの問題提起は、すごく響きました。一人一人の多様な方々の避難の状況であるとか、その人の尊厳が、きちんと守られるような避難所の整備の仕方、避難所の在り方については、平時のときから議論していただきたい。同時に、こういった自分の目の前に、近くにそういう多様ないろいろな避難の仕方を求められている方がいらっしゃる

ない方は、なかなか理解できないことが多くございます。いろいろなワークショップをやられたり、避難所の運営マニュアルについての避難訓練をやったりという中で、当事者の方々にも参加していただき、それぞれの市民で気づきができるような状況の中で、障害を持っておられる方、発達障害ですごく気兼ねしてしまっていて避難所に行けないような方々、高齢者の方、小さいお子さんを持っているお母さん、もしくはペットを持っている方、いろんな立場の方がいることで、災害時でも寛容性を持った地域の空気を醸成していただき、これがひいては日常生活でも地域の中のつながりを生かしていくことになると思っております。その点、防災の観点から、こういったつながりを生かした多様性のある方、多様性に対応できるようなまちづくりにつながる取組にさせていただきたい。長くなった要望ですけれども、お願いしておきます。

次に、道路交通課の公共交通計画についてであります。

これも代表質問と、それから、この委員会でも質問が取り上げられています。2月26日に地域公共交通協議会が立ち上げられて、1回目の会議が開かれました。1回目の協議については、メンバーがJR西日本とかの鉄道軌道会社とか、それから、阪急バスや近鉄バスなどのバス事業者とか、タクシー会社、計17名の方々が、構成メンバーとなっております。令和6年度については、今後5回開催をしていくと、代表質問でも答弁いただいております。

そこで、もう少しお聞きしておきたいのは、この協議会を開くまでの過程です。摂津市庁内の公共交通の在り方検討会で議論されてきました。外部委託して、いろいろなアンケート調査であるとか、実態調査

も行ってこられた。そういった取組の到達点、成果について、どのようにこの協議会の中に持ち込まれていこうとしているのか。

それから、その協議会の運営がどのような形で進められていくのか。スケジュールとして、令和6年度は、あと5回の予定はされているんだけど、1年の間に、公共交通基本計画を策定していくということでもあります。その間の市民参加であるとかについて、どのような形で保障されていくのか。その辺の具体的な進め方について、少しお聞きしておきます。

その中で、ぜひ答弁いただくときに触れたいのは、協議会が5回開かれる前に、分科会を構成して、そこで一定の意見取りまとめをして、分科会で議論した内容から、事務局がつくった案を協議会で議論していくとのことでもあります。その分科会がどんな内容なのかについても、答弁の中で、加えて入れていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

それから、次にいきます。これは大きな番号5番にしております。公園です。これもたくさんの方がお聞きになっておられますので、1点だけお聞きします。

予算概要で98ページにも紹介してありますように、公園の管理団体です。この間もいろいろ問題意識等を共有してきたかと思いますが、令和5年度の予算概要が55自治会から、今回49自治会ということで6団体ほど減少しております。一方で、直接的に関連しているかどうかお答えいただけたらと思いますが、管理委託料としては1,351万6,000円増額となっています。今まで自治会にお願いしてきた管理が、自治会ができなくなった関係で、事業者への委託にシフトしているのか。そ

の辺のことも含めて、管理自治会が減少してきている現状と今後の対応について、お聞きします。

それから、公園に関して、もう一点聞きたいことは、魅力ある公園、市民の中でも、我々議員の中でも、非常に関心の高いといえますか、都市公園は、地域の価値とか、魅力を高める、すごく大事な社会資本整備で、都市公園の価値そのものについては、みんなでそのように認識している結果だと思うわけです。

魅力ある公園を進めていく中で、遊具のことについてもいろいろ工夫してきていただいています。先ほどもご紹介いただいたように、小さいお子さんが一人で乗れるバケット型のブランコが、市場池とか、神崎川緑地、ふるさと公園、3か所で既に設置されていたり、インクルーシブの円盤型のブランコが、さくら公園に設置されています。物すごい人気で、いつも公園にあふれかえるぐらいの子どもたちが集まっています。遊具一つで、こんなに子どもたちの目の色も変わるのかと改めて思っています。こうしたバケット型のブランコであるとか、インクルーシブ遊具であるとか、新たな遊具についてご検討されている中身はあるのかどうかについても、1回目に聞かせていただきたい。

最後、6点目になります。

これは、先ほども公共建築物についての進め方で、建設部以外の庁内で、いろいろアドバイスをしたり、助言をするということの質問や要望があったかと思いますが、今年も摂津市内の道路に対して、道路の補修事業であるとか、交通安全対策事業であるとか、橋梁長寿命化修繕事業であるとか、市民生活されているまちの中で、道路の改修などについての工事が行われていくと

思います。その工事の中で、発注者は摂津市ですので、当然市民に対する責任などは、摂津市が持つべきものだと思います。

そんな中で、現場で起きる住民の皆さんとのトラブル等に対しては、基本的にはその現場でお仕事をされている、受注されている請負事業者が対応をされることになるかと思えます。その市民の皆さんへの対応について、市として工事を発注する側として、一定の注意事項であるとか、こういう対応をしてほしいであるとか、何かトラブルや、何か破損したものがある場合は、報告を求めるとか、そういう取り決め等があるのかどうなのか、お聞きしておきます。

1回目、以上です。

○三好義治委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 それでは、質問番号1番、集会所についてでございます。

現状、集会所借地のところでございますけれども、大阪府や神安土地改良区、それから関西電力、個人からお借りしているものがございまして、全部で10か所でございます。

今後の方向性といたしましては、他の集会所と同様に、来年度以降の評価を踏まえて、方針を検討してまいります。

もう一点、利用状況を、どれだけ把握しているのかでございます。こちら毎年度、年度末に利用状況の報告をいただいております。詳細に報告をいただいているところもあるのですが、そうでないところもあると思われまして、来年度以降、運営委員会に聴き取りを行いまして、利用状況の確認をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは、質問番号2番の標準化の取組に関する質問にお答

えをいたします。

まず、1点目ですが、進捗状況についての質問でございました。基幹系の20業務につきましましては、令和7年度末までに標準システムに移行できるよう、各担当で準備を進めておるところでございます。

国からは、標準仕様書といたしまして、業務フロー、それから、機能要件、帳票要件が示されております。今年度には、各システムベンダーに標準仕様書と、現行システムの差分調査のための資料作成の委託をいたしておるところでございます。現在は、各課の業務ごとに、そうした資料も活用しながら、分析を行っているところでございます。

標準システムにつきましましては、カスタマイズができないものとされておりますので、差分につきましましては、まずは、標準仕様書に合わせた業務の見直しについて検討しているところでございます。

また、それと並行しまして、情報政策課でも、今後の標準システムを構築する環境について、検討を進めております。

国では、構築いたしましたガバメントクラウドを推奨いたしておりますが、他のクラウドが性能であったり、コストであったりで優れている場合は、他のクラウドで構築することも妨げないとされております。ですので、国からの情報を精査しながら、コストの試算であったり、クラウド提供事業者の対応方針であったり、他の自治体の動向などを注視しながら、本市に最適な環境について検討を行っておるところでございます。

また、予算のお話もございました。今、申し上げました構築環境、どこに構築するかといったところでも、コストは随分変わってくるかと思えます。そうした部分を踏

まえましたも、令和7年度の稼働の開始から逆算をいたしますと、できましたら、令和6年度中には、環境構築をして、データ移行に向けた準備作業にも着手してまいりたいと考えております。予算につきましても、令和7年度当初というよりは、できましたら令和6年度中に補正をお願いをさせていただきたいと考えておるところでございます。

それから、二つ目の標準オプションの質問でございます。

標準オプションということで、国から示されておりますのは、自治体の政策判断であったり、人口規模などによる業務実施状況の違いを吸収するため、設定するとされておるものでございます。システムベンダーからしますと、オプションとされている部分につきましては、実装しても、実装しなくてもいいというものにはなってまいります。そうは言いましても、標準オプションの中でシステムに実装しないものについては、システムベンダーから説明を受けて、今、確認を進めておるところでございます。

各業務ございますので、一概にはなかなか申し上げられませんが、私で、幾つか担当課にヒアリングをした範囲におきましては、主に、現在も使用していないような機能が、オプションに上がっている部分が多いということで、実装しないからといって、大きな影響はないという意見が多くございました。

それから、市独自の施策がどうなるのかといった質問もございました。こちらにつきましては、標準化対象の業務でないからといって、システム化が許容されないものではないかと考えておるところでございます。例えば、医療費助成などにおきましては、標準化対象の20業務

には含まれてはおりません。

ただ、この場合も、今後も引き続き、標準システムとは別システムとして運用いたしまして、標準システムと情報の連携をするやり方をもって利用していくものと考えております。

次に、3点目、経費を3割削減することが可能かとの質問だったかと思えます。

こちらにつきましては、今後標準システムに移行をして利用していく中でということで、現段階ではなかなか3割削減の試算まで至っていない状況でございます。

ただ、先ほど午前中にもカーシェアリングのお話があったかと思えます。標準システムにおきましても、考え方は同じようなものがございまして、システムを所有するのではなく、利用していくことで、コストを下げっていくという考え方でございます。

本市におきましては、もう庁内にサーバーを置いて、自前で維持運用しているものではなく、クラウドに上げた形で運用しております。こういった部分については、既に一部スリム化されているのかと考えております。

また、システムといいますが、アプリケーションの部分においても、国では標準化することで、ベンダー間の競争の原理が働くことから、コストの削減も見込めるであろうという部分もございます。

それから、一番大きなところでは、カスタマイズがあるかと思えます。今後はカスタマイズをしないということと、アプリケーション自体の独立性が高まる話になっております。ですので、今後制度改正等が発生しまして、システムを改修するようなタイミングが来たとしても、最小限の範囲内での改修ということで、コストが下げられるのではないかと考えておるところ

ろでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、質問番号4番、公共交通計画の部分でのお問いであったかと思えます。

3点ほどいただいている内容についてお答えいたします。

まず、庁内在り方検討会、それらの市民アンケートの内容であったりだとか、成果を基に、どのような進め方をしていくのかとのお問い合わせについてです。

こちらにつきましては、第1回協議会におきまして、市としての考え方のスタンスを一定お示しさせていただいております。基本的な考え方として、庁内検討案でお示しをさせていただいております。本市の課題といたしましては、人口減少、少子高齢化への対応、自然災害対策、老朽化する公共施設の更新、先ほど来ございましたDXの推進等々ございますが、本市の公共交通に関する現状と危機意識についても、この協議会の場でも申し上げてきております。

まず、路線バスの利用者数の減少、慢性的な収支赤字、循環バス、セッピー号運行に係る継続的な財政支出、市民ニーズとの乖離の状況、ハード面でいきますと慢性的な交通渋滞、それと、今、重要なところでいきますと、運転手不足で、2024年問題として全国的に言われている内容がございます。

本市の取組の方向性といたしましては、協議会を立ち上げ、公共交通のマスタープランとなる摂津市地域公共交通計画・基本計画を令和6年度末までに策定してまいりたいと考えております。

2点目、市民参加による具体的な進め方のお問いであったかと思えます。

この協議会におきましても、公募市民2名の方に入らせていただいております。お住まいのところ、あまり具体的に申し上げられませんが、大阪中央環状線よりも西側の方、それと大阪中央環状線よりも東側、鳥飼東部の方の2名に入らせていただいております。

当然ながら、地域の実情、移動手段の関心が高い市民でもございますので、これら市民の方にいろいろご意見を聴きながら当協議会の場で、また様々な角度で、ご議論いただくことで、進めてまいりたいと考えております。

この基本計画をつくるに当たりましては、当然ながら、令和6年度にパブリックコメントも実施をさせていただいて、計画に反映してまいりたいと考えております。

最後に、3点目でございます。協議会の下部組織としての分科会の構成メンバーのお問いであったかと思えます。

協議会にも参画いただいております学識の方、それと、鉄軌道関係者、あと交通事業者、バス、タクシー事業者、その他の関係機関で17名の方に入らせていただき、今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、6番目の質問、公園の維持管理についてお答えいたします。

まず、都市公園であります。都市公園の維持管理方法としまして、二つございます。

一つは、シルバー人材センターに対して委託をお願いしているところであり。その中身につきましては、公園内の除草清掃、それと砂場の消毒清掃、あと日常点検のパトロールが主な業務となっております。

す。

もう一つは、造園業者による樹木の剪定を単価契約でもって依頼しております。ですので、公園に関しましては、自治会等の団体に管理していただいている公園はございません。市で管理をしていることになります。

もう一つの、ちびっこ広場につきましては年々の高齢化と、自治会の解散により、ちびっこ広場の管理ができない現実がございます。令和5年度におきましては、五つのちびっこ広場がもう管理できないということで、市で何とかお願いできませんかとお声をいただいて、現在、市で管理させていただいております。

自治会につきましては、ちびっこ広場管理補助金という形で、一定金額を負担させていただいて、自治会の中の頻度で清掃回数等を決めていただいております。市では、放置するわけにはいきませんので、管理できなくなった広場につきましては、市職員で行うであったり、シルバー人材センターの契約の中でできる範囲で、草刈りや清掃をしていただいておりますので、回数としても、1回あるいは多くても2回となっております。

ただ、高齢化もあって、なかなかしんどいというお話はありますが、市としては、回数を減らすだとか、管理方法やごみ出しがしんどいということであれば、市が回収をさせていただくとか、いろいろな話し合いの中で、できるだけ継続していただけるような方策を考えてさせていただき、そういう提案をする中で継続し、もう少し頑張るといってお声もいただいているところあります。引き続き、自治会や、団体の声を聴きながら、適正な維持管理に努めたいと考えております。

金額が、今回上がった件に関しましては、そのほとんどがシルバー人材センターと委託業者に関する部分の労務単価の上昇が大きな要因になっております。

続きまして、二つ目の公園の魅力向上と新たな遊具の設置場所であります。来年度につきましても、今年度行いました遊具の点検結果に基づきまして、遊具の修繕箇所を決めております。新たな遊具はもちろんながら、積極的に取替えをしていき、インクルーシブ遊具につきましてもあれだけ好評を得ているというところもありますので、それも設置していきたいとは考えております。どこの公園にということになりますと、他公園のバランスだとか、あと設置する場所があるかどうか、緊急性で急に壊れてしまった遊具から先に優先的に取り替える必要もあります。この場所につけたいと思っても、別の場につける可能性が出てきますので、いろいろな方面で考えていきたいと思っております。設置につきまして、推進していきたいと思っておりますが、どこの公園につけていくかは、これから検討して決めていきたいと思っております。

以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 安藤委員の質問番号6番の道路内での改修工事等に伴う市民への対応、請負業者による工事の部分での対応のお問いであったかと思えます。

現在、道路管理課等々いろいろ市内の道路で、工事を行うケースが多くございます。私ども道路交通課といたしましては、令和5年度、ちょうど竹の鼻ガードの南側、千里丘東54号線のところで、道路拡幅の工事はさせていただいておったり、現状、千里丘三島線、先ほどご議論いただきました

けれども、工事を行わせていただいております。

当然ながら、沿道にお住まいの方、それから生業を、店舗等をされている方がいらっしゃいます。それらの方々に、十分ご理解いただいた中で、工事期間中については、ご協力を仰いでいく必要も当然ながら出てまいります。それぞれの沿道の方のニーズも当然ながらございます。特に、現在、千里丘三島線におきましては、建築行為、残地で建替えをされているケースであったり、あと医療関係であったり、あと喫茶店、そういうような店舗の扱いをされているところにおいて、現場が汚れたりだとか、足元が悪くなるようなところでは、我々市もそうですが、請負業者についても、それらに慎重に対応するように、指導に努めておるところでございます。

また、苦情であったり、破損であったり、そういうケースがもし仮に出てきた場合には、速やかに、市の担当職員が外向いて、請負業者ともども、その対応には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 2回目の質問をしていきます。

市立集会所についてです。

底地が市所有でないところが10か所あるとのことでございます。返還してくれと言われ、閉鎖になってしまわないようにしていただきたい。もしくは、いきなり解体ということが、住民の元にいくのではなくて、底地が市所有でないようなところについて、事前に調査もし、利用状況を見ながら、移転であるとか、残すのかと、いろいろ検討は、ぜひこの全体の計画の中に組み入れてやっていただきたい。

それから、利用状況についても詳しく聞いていただくとのことです。現在の利用状況に加えて、私、前も意見を申し上げたのですが、今、市内に49か所の市立集会所があると。これだけ小さいまちで49か所も、地域の皆さんがあまり制約なく、自由に地域活動のために使える施設を持っているのは、非常に珍しいのではないかと考えています。それは、摂津市の非常によいところではないかと思えます。

コロナ以降、地域のつながりが薄れてきている。コミュニティの再生が、これからのまちづくりの中でも、大きな課題になっている中で、この市立集会所という存在そのものが、地域の自治会だけでなく、地域の中の様々なサークルであるとか、新たなコミュニティを起こしていく、新たな動きを作り出していく上で、あるかないかでは、決定的に違うと思えます。市立集会所のそもそもの目的は、集会や各種サークル活動で利用して、市民活動、地域活動を積極的に行えるようにするための施設であると、FM推進計画の中でも位置づけされているわけです。行政としても地域のつながりの施設を造っていく上でどう活用できるのか、ある意味、提起を、地域の中に投げかけていただく中で、市立集会所をどう利用していくのかと併せて、地域の皆さんとも話し合ってください。そうした基で、古いものについては、集約化することが必要だということで、住民の皆さんとの合意があれば、当然集約ということもあるでしょうし、閉鎖ということもあるかと思えます。そういった取組も、利用状況だけでなく、集会所を新たな地域のつながりをつくっていく起爆剤としての施設として、どうするのかの観点でも、地域の皆さんと話し合ってくださいと、要望してお

きます。

それから、自治体DX、情報システムの件です。

この間の自治体DXで、情報システムの標準化であったり、マイナンバーカードであったり、それから、行政手続のオンライン化で、行政のデジタル化の動きが急速に進んでいる中で、もともとの出発点に、我々も危惧する面があると思っています。

しかし、デジタル化することによって、業務の効率化が上がって、市民サービスの向上につながっていくのであれば、進めていく必要はどうしてもあると思います。

ただ、問題だと思っているのは、そのシステムがカスタマイズできないこともあって、例えば、オプション機能をつけるとなれば、ベンダーが対応できるかどうか、もしくは対応できたとしても、莫大な費用がかかってしまう。または、別仕立てでシステムを各課で作らなければいけない。そうしないと、独自策や住民の願いに応えた新たな取組が取れないといったシステムの制約によって、そういう判断がされていくことがあってはならないと思います。情報システムの標準化に合わせていく中で、自治体独自の取組、自治体として住民要求に応えるべく施策展開をしていく上で、その標準システムに合わない、もしくはオプション機能を実装するために莫大な費用がかかるということをもって、そういった地方自治を進めようとする独自策に制約がかかってはいけないのではないかと、私は思っています。そういったところを非常に危惧しており、現段階で、自治体としての矜持として、摂津市のこの情報デジタル化、標準化において、現在どうあるべきかについて、お考えをお聞きしておきますので、よろしくお願いをしたい

と思います。

次に、公共交通です。令和6年度中に基本計画がつくられていくということです。協議会のメンバーの任期が2年以内ではありますが、計画ができた後、協議会の位置づけがどうなっていくのか、お聞きしておきます。

それから、公募市民の方が2名いらっしゃるということでもあります。この公共交通の充実、鳥飼グランドデザインの中でも当然でありますけれども、市内各地の利便性の高い、安全で便利な市民の足を作ってほしいというのは、もうここ20数年来、いろんな地域から市民の声が上がっていることで、届けられない声もたくさんあると思います。この一、二年の間に在り方検討会でアンケート活動等もやってきていただいているとはいえ、いよいよ基本計画をつくる上で、市民の声がちゃんと届くのか心配の声も上がっています。そんな中で、たった2名で果たしてよかったのかと。当初は1名という募集要項だったので、1名増やされたのかと思っていますが、2名だけで果たしていいのか。

その上で、協議会の中で、その協議会の話し合われる内容が、公開にはなっていないけれども、傍聴の定員が10名ということ、非常に少ないです。一回目は3人ぐらいだったかと思いますが、10名という定数を決めてしまっているのかどうなのか。

それから、協議会の内容について、どうやって市民の皆さんにお知らせをするのか。5回の協議会を行う上で、その都度、市民の皆さんの声を聴く場、市民意見を反映させていくというような取組をやることによって、市民の皆さんの声に応じていくやり方になるのではないかと思います。市民参加の在り方について、傍聴の定数1

0名でいいのか、それから市民参加を保障する上で、協議会の中で、市民に意見を聴く。市民に情報提供する場を繰り返し行っていくことについて、お考えをお聞かせください。

もう一点、分科会のことについてご説明いただきました。学識経験者、鉄軌道、バス事業者から関係機関ということで17名の方々が参加されて、そこで市からの問題提起も受けて、議論をしていただいております。恐らく、これは規約を見ますと、非公開になっておりますので、事業者の方々も、お客さんの前で言えないような率直な思いも出し合いながら、協議会に出す案を作るべく意見の協議を行われていると思います。

そういう意味で、行政の方であるとか、学習経験者の方、鉄軌道・バス事業者の方々で話し合われる分科会の席で供給サイド側の考え方に寄ってしまうものを協議会に持ってこられていかがですかと問われてしまうと、利用者の立場から意見が言いにくい部分も出てくるのではないかと心配しております。

その分科会の在り方について、公開にするであるとか、もう少し市民の方も入れていくとか、もしくは分科会でやられたことについては、協議会前に市民に知らせるような対策を打つべきではないのかと思います。

3月21日以降、近鉄バスがダイヤ改正をするということです。南摂津から阪急摂津市駅を往復しているバスがありますが、減便になっています。鳥飼グランドデザインも立ち上げてスタートした。その直前に、阪急バスなど、バス事業者がダイヤ改正をしまして、市民の皆さんが足の確保してほしい。便利なまちをつくってほしいという

意見を出して、さあ、グランドデザインだっているときに、目の前の走っているバスがどんどん減ってしまっている事態を見て、一体何やろうかという思いが走るわけです。

しかも、この公共交通協議会で事業者も、市民もみんなが集まって協議していく場で、このダイヤ改正について分科会の中で、もしくは協議会の中で、きちんと報告されているのかどうなのか。そこがすごく今後のこの協議会の在り方、性格、それから信頼性、お互いのリスペクト、そういったものに関わる非常に重大な、重要な要素だと、私は思います。このダイヤ改正は、恐らく阪急バスはまだホームページ上には載せていないので、影響あるかどうか分からないのですが、土曜日、日曜日、恐らく運転手不足の対応だと思います。事情はあると思いますが、ダイヤ改正の問題についてはどういう取扱いになっているのか、もしくは、そういった情報が協議会や分科会の中で共有化されていって、それを前提として、今後議論をしていく状況になっているのか、そこをお聞きしておきます。

最後、公園についてです。要望にしておきたいと思います。先ほども野口委員や他の委員への答弁でもありましたけれども、魅力ある公園に向けて、水みどり課で、公園を回っていただいたりして、公園の在り方検討を庁内で議論されていく。その中で、ぜひ市民の皆さんや利用者の皆さんの声を生かしていただいて、先ほどもお話がありましたように、カテゴライズしながら、公園の特徴づけをしながら、どこにどのような遊具をとというような全体構想の中で、どの順番にどこにつけるのかも検討いただきたい。市内にある大事な40数か所の都市公園を、どう今後整備して、それぞれ

の地域の価値であるとか、魅力につなげていくのかを、ぜひやっていただきたい。

特に、鳥飼地域、鳥飼北小校区、鳥飼東小校区は、都市公園がたくさんあるけれども、あまり利用されていない公園もたくさんあります。そういったところを、ランドデザインのまちづくりの議論の中で、ワークショップの一つとして、公園についての在り方検討するためのワークショップを行うこともありではないかと思っています。それは、またランドデザインのほうでもいいですけども、そういった検討も連携してやっていただきたいと、お願いしておきます。

工事の件についてです。気をつけていただいているかと思っています。この質問をあえてさせてもらったのは、実は、先般、市道の道路舗装をしていただいた工事のときに、道路沿いの方々のうちの機械が少し故障されたそうです。直ちに現場の方に声をかけたけども、意思疎通がなかなかできなくて、忙しい中で、翌日、市役所に電話をされたそうです。そうしたら、すぐ飛んできてくれて、話を聞いてくれたとのこと。しかし、その現場、そのときでないので因果関係はなかなか証明しづらいと。ご本人にとってみれば、もう市役所の方が来て、きちんと対応してくださったので、特に問題にするつもりもないし、納得しているとはおっしゃっておられましたが、何かトラブルがあった際とかには、現場での対応をしていただいて現場の事業者から市にも連絡していただきたい。工事ですから、何か全く何もないというわけにはいかなないので、何かあったときの対応は、引き続いて事業者とよく連携をしていただきたい。

公共建築物については、各部署に通知な

どを出して、アドバイスとか、こうあるべきだとか、いろいろ指導、アドバイスをされているかと思います。

もう一点だけ気になっていることは、今後、摂津市内の大型開発であるとか、施設の解体とか、建設工事があります。例えば、鳥飼地域で、今、公共施設の解体が済んで、建設がこれから始まっていきます。解体時に振動があつて、家にひびが入ったり、いろんな問題が起きて、今、地元業者へ苦情が出てきております。当初ボーリング調査をやったときにはなかった住宅開発、新しい住宅に対して、担当課からは、3年前のボーリング調査のときに、ここに回ってほしいという説明の文書であるとか、説明会の周知の文書をここに配ってくださいという赤く塗り潰した地図を事業者にお渡しして、そこを説明に回っておられます。3年たった後、その間に住宅開発が進んでいます。

今回の解体のときに、前回と同じものを使ってありますが、事業者は本当に隣接しているような住宅数軒、新しい住宅には色が塗っていないので行っておりません。いきなりとんでもない振動があつたり、騒音によって、住宅、家自体のコンクリートにひびが入ったということがあつて、問合せをされましたら、それは事業者に言ってくださいと。これは市民の方の言い分ですけども、業者が対応するから業者に言ってくださいという対応だったと聞きました。きちんとお互いの言い分は、お互いに精査し直さないといけないとは思いますが、摂津市が行う事業です。民間と民間の場合は、市がなかなか介入はしづらいいけれども、摂津市が発注者となって、しかも、その地域の皆さんの役に立つための施設を、これから建設していこうというときに、業者に

お任せします、業者に言うてくださいというのは、私は、対応としては、おかしいのではないかと考えています。

公共施設の工事をやる際に、当然摂津市の建設部として、事業者から相談を受けて、地元にも説明に入ってください。こういうことに気をつけてくださいと指導であるとか、アドバイスされているかと思えます。庁内で行われる、そういったものについて、こういう問題が起き得るから、ここは気をつけなきゃいけないというアドバイスを、事前にきちんとやるような対応は、現状されているのかどうなのか。その確認だけさせていただきたい。

以上です。

○三好義治委員長 下郡課長。

○下郡情報政策課長 それでは、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

オプション等で莫大な費用がかかる、もしくは別システムを立てることで、新たなコストが発生するのではないかとのことであったかと思えます。

現在、標準仕様書と現行のシステムの差分等については、分析を各課において進めておるところでございます。そうした差分の中で、仮にですけれども、市民サービスに大きな影響があると、とても許容ができないというものが見つかりましたら、その場合は、何らかの代替手段を検討することになると考えております。例えば、一旦標準システムからデータを出力させた上で、別途帳票などを作成したり、あるいはRPAといわれる自動ツールを活用するなどの方法が考えられるかと思えます。そういった形で、なるべくコストをかけないように、RPAであったり、あるいは汎用的なオンラインの電子申請など、ツールもございません。そういったものを活用しながら、なる

べくコストをかけないように考えていくことも必要になってくるかと思っております。

また、1回目でも申し上げましたが、標準システム20業務に含まれていないからといって、システム化してはならないというものではございません。現在、稼働しておりますシステムにつきましては、標準システムと住民基本台帳等の連携を今後も続けながら、利用することは可能でございますので、そういった対応をきっちりやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 山口部長。

○山口総務部長 それでは、2回目の質問にお答えします。

1回目の質問にもありました標準化にない問題であったりとか、市の独自の施策とか、コストが非常に高くついた場合どうするのかとのお問いについては、今、課長が申し上げたとおり、その分が市民サービスに必要不可欠なものであるならば、市としてはしっかりと対応するというところでございます。

ツールとしては、今、申し上げましたRPAを使うなり、もしかしたら、組み込みのAIを使うかもしれません。安全面に配慮した上で、そういう活用は存分に図って、市民サービスに抜かりのないような形でやっていくことが、基本的に我々の務めであろうかと思えますので、今、課長が申し上げたとおりかと思えます。

それと、大きなお話として、今後の摂津市のデジタル化はどうあるべきかという大きな命題でございます。これは今、安藤委員から投げかけがございました。例えば、標準化のシステムであっても、市の独自で開発したものであっても、これはベンダー

のパッケージであっても、それを使い手から見たときに、いきなりそれから入りますと、何やらシステムに仕事を教えられているような錯覚を覚えることとなります。例えば、私はよく聞くのですが、何かこんなん出てますよ。何でこんなん出たんでしょうと聞いたときに、もちろん論理的に、その仕事の中身を分かっておれば、こうだからこうだと説明ができます。そうじゃなかったら、システムから出た答えが、それが唯一無二であって、こういう形が出てきましたということを知る場合もあります。これでは、なかなか今後デジタル化を進展させるに当たっても、しんどいところがあります。

そういうことになってきますと、システムで出たからではなくして、システムは、やり方が非常に便利なように最適化されて、効率化されて、1回入力したらそれが引用されて、いろんなところで関連づけられて、いろんなところで、それを判このように使って、事務の手續、手間が非常に減って、効率化できることは、いいところです。そのシステムで行っている業務の意味を、しっかりと我々は認識をして、そこから、システムの中で何がどういう処理をされて、結果としてこういう答えが出てきているのか、それを考えながらやらないと、結果をうのみにするのは、非常に危険であります。それから、きっちりとセキュリティー対策を施した上で、例えば個人情報など漏れてはならんものでは、しっかりと保守などセキュリティー対策を施した上でシステムを使うことが、これはいろいろ関連づけがされるということと同義でございますので、その結果として効率性を求める。よりよいサービスということにつながれることになってきます。一方では、そ

ういう安全性の面にもしっかりと配慮しながらも、そこのシステムで取り扱う業務についての、その目的であったりとか、何のためにこういう処理をするのかとか基本のところを、摂津市においてはしっかりと並行して考えながら、しっかりと身につけるような形でデジタル化を推進していくのがよいのではないかと、私は思います。

以上です。

○三好義治委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 それでは、質問番号4番の2回目の質問にお答えいたします。

3点いただいております。令和6年度、地域公共交通計画・基本計画策定以後、協議会としては、存続をさせていただくこととなります。庁内での職員による在り方検討会、これも令和6年度以降、令和7年以降も、引き続き庁内の意識共有と、情報共有として、今後も継続してまいります。

2点目でございます。市民参加によります意見交換、対話の取組の手法でございます。委員がお申出のとおり、当初、この協議会の公募市民は1名とさせていただいておりました。多数応募があったところと、作文を選考させていただく過程がございましたけれども、いろいろ吟味する中で、総合的に勘案した結果、2名とさせていただいた経過がございます。

私どもとしましては、一定協議会の中で、地域の公共交通を利用されている方のご意見を賜りたいと考えております。

ただ、協議会であったりだとか、分科会等の中で、市民の意見をどう聴き取っていくかについては、今後また協議会の場でも、市民のご意見もあろうかと思っております。ご意見をいただいた中で、また、その意見を踏まえた形で、市としても、考えさせていただくことになろうかと思っております。

さらに、令和4年3月にアンケートを実施いたしました。ちょうどコロナ禍の途中でもございました。コロナ禍を経た中で、生活スタイルも様々変化が見られていますし、その間においても、少子高齢化が進んでまいっております。そういった状況を踏まえた中で、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

最後、3点目でございます。近鉄バスのモノレール南摂津駅から阪急茨木市駅方面の部分での減便についてであります。

先般、協議会の場においては、そういう情報はもたらされておられません。

ただ、今後、隣接市の茨木市にも、情報照会して、きちっと近鉄バスには申入れしてまいりたいと考えております。

ただ、この時間帯であったりだとか、ダイヤの運行変更、運行計画の変更につきまして所管しておりますのは、国土交通省の近畿運輸局になってまいります。道路運送法上の届出という手続があるかと思えます。この協議会のメンバーの中にも、近畿運輸局・大阪運輸支局の方に入っておりますので、その辺り、今後、市が知らないことはないように、情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

また、このダイヤ運行の話、具体的な話で近鉄バスに照会もさせていただきますので、その内容がまた定まってまいりましたら、また委員長へご報告させていただくようにいたします。

○三好義治委員長 建設部、工事関係で全般に関わって、技術的なことと、地域対策が庁内連携を取れているのかの質問です。

武井部長。

○武井建設部長 最後の質問、市が発注する工事につきまして、現場の対応等について、それから庁内の連携についてお答えし

ます。

委員がご指摘のとおり、市が発注する工事につきましては、市に第一義の責任があると思います。発注の契約の中では、業者に発注業務についての責任であったりは規定しております。当然、現場での対応、それから、その地元の方への説明、それから、トラブルが起こった場合の対処等、現場にいる、現場代理人が中心となって業者が対応することになっております。市としても発注する発注者の責任がございますので、その場合は、先ほどの事例でもお示しいただきましたように、報告が当然あり、また連絡があり次第、市の担当者も一緒になって対応していく方針でございます。

なかなかそう言いながら、時間がずれてしまったり、対応が怠ってしまったりというのが、現状あったかも分かりません。それについては、申し訳なかったと思います。今後、そういうことについて、今、建設部の中では当然ですし、それから、市の中でも他部局で、そういう発注工事をしていると思いますので、そういった機会あるごとに、その情報共有であったり、連携をしていきたいと思っておりますので、今後とも、よろしくお願ひしたいと思っております。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、要望して終わりたいと思っております。

情報システムの標準化についてであります。部長からもご答弁もいただきましたし、地方自治として、その地域性が非常に重要だと思っております。そこに住んでおられる方々の要望を受けて、政策的に摂津市がこういうことをやろうというときに、その標準システムに適合しない、もしくはオプション機能の対応であるとか、別途汎用のシステムを導入しなければいけない等々で、

非常に大きな費用がかかることがひょっとしたらあるかもしれません。

しかし、それを理由にして、政策がゆがめられてしまうことはあってはいけないことだと思っています。

現に、いろいろな全国の自治体の中では、標準化を進めていく中で、地域の要求として、子どもの医療助成の問題等を市民要求として取り上げ、議会で取り上げた内容について、標準システムに移行していく中で、システムが対応できないのでできませんという答弁がある町であったそうです。これは論外だと思えますけども、今ご答弁がありましたので、これはずっとそれを維持していただきたい。

それから、部長も答弁いただいて、デジタル化のことについてもお話がありました。デジタル化によって、例えば、議事録の作成のAI導入であるとか、様々な庁内のコミュニケーションツールであったり、それから、事務の効率化に向けたAI活用で、非常に使いようによっては便利です、事務効率化にもつながっていきます。市役所のお仕事は、住民の皆さんに寄り添ったことがお仕事になります。人と人とのコミュニケーションの中で、相手が何を求めているのか、もしくは、この仕事は何が目的なのかを十分理解して、お互いにコミュニケーションを図っていくのが重要でもあります。AIによって、ブラックボックス化してしまったり、中身が分からないであるとか、議事録を作成する上で、AIに全部作ってもらって、あと頭に何も残らないということでは、蓄積にはならないと思います。デジタルをどうやって活用していくかは、いろんな組織や分野でも課題だとは思いますが、市としても問題点を共有しながら、活用していただきたいと思います。

し上げておきます。

続いて、もう一つは公共交通についてです。

市民からの公募でたくさんの方が応募していただいたというのは、それだけこの地域公共交通計画に対する期待が大きい表れだと思います。作文で選ばれたということですから、何を基準に選んだのかとか、いろいろなことはあるかとは思いますが、少なくともみんなが関心を寄せていることですので、協議会での議論の中身であるとか、それから、市民の意見を聴いていく機会は、その都度その都度、協議会もしくは分科会で諮っていただいて、手間はかかるかもしれませんが、しっかり市民の皆さんに投げかければ、ちゃんとした答えが返ってくると思います。この地域公共交通協議会は、それだけ摂津市のこれからのまちづくりの大事な会議だということをお互い共有して、そういう取組にさせていただきたいことを求めています。

それから、近鉄バスはじめ、事業者の皆さんにもぜひお話をしておいていただきたいのは、事業者の皆さんは事業者の皆さんの立場もあるでしょうし、それから、法的な報告の義務とかあって、言う必要がないとか、言わなきゃいけないところを、線が引かれているのかもしれませんが、もしくは、いろんな自治体でこういった法定協議会が開かれていますから、事務的に来られているだけの方はいらっしやらないと思いますけれども、そういうことにならないように、地域の公共交通、地域の皆さんと一緒に作る、つまり共創と市長はおっしゃっていました。その立場に立って、市役所であるとか、関係機関、それから、摂津市民に対してのリスペクトを、ちゃんと持ってほしい。そういった協議会、それから

分科会にしてほしいと思います。今回のダイヤ改正は、市民に影響あるものですから、前提としてきちんと説明をしていただくことを求めています。先ほど委員長にも出していただくと答弁いただきましたので、そういった情報があれば、委員会にも、ぜひ共有していただきたいということは、改めて申し上げておきます。

公園は要望としましたので、最後、公共施設の建設に関わってです。

改めて言いますが、先ほど少し具体的に名前を出してしまいましたけども、これは事実関係をきちんと精査しなければいけません。部長からもお答えいただきましたけども、地域の皆さんのための施設を造って、そこにはその方々も含めて、その施設を利用していただく、もしくは、楽しみにしていられるようなときに、最初のボタンの掛け違えであったり、責任の所在を事業者に投げってしまう、市民の方からそう取られるような対応は、本来あってはならないことだと思います。

もちろん行ける場合、行けない場合もあると思います。先ほどの件で言えば、ちゃんと担当の人も、大分、後かららしいですけども、現地には行っていらっしゃるそうです。最初の説明をする、情報提供する、地図にその場所が完全に排除されていたということで、非常に疎外感と、それから自分たちは関係ないのかという思いをお持ちになられる。今後、またそのボタンの掛け違いが感情的なもつれになって、いろいろな計画を進めていく上でも、大きな障害にもなっていくますし、信頼関係を結んでいく面でもマイナスになります。改めて、その点は、庁内で共有していただくのと、公共施設の建設解体など、地域に影響があるような工事を行う際には、建設部か

らも、具体的なアドバイスをさせていただいて、市民の信頼を損ねないような対応をしていただくように、お願いしておきます。

以上です。

○三好義治委員長 以上で、総務部、建設部、会計室に関わる質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時 6分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

本2件について、補足説明を求めます。

平井市長公室長。

○平井市長公室長 それでは、議案第1号令和6年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

予算書の36ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、項1総務費国庫補助金では、都市安全確保拠点整備に係る社会資本整備総合交付金や、女性相談支援員の配置に必要な費用に係る女性支援推進等事業費補助金を計上いたしております。

48ページ、款16府支出金、項3委託金、目1総務費委託金では、人権啓発推進事業に係る人権啓発活動委託金を計上いたしております。

52ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金では、ふるさと納税に係る一般寄附金を計上いたしております。

54ページから56ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入では、広報紙及びホームページへの広告掲載料や退職者の上下水道部での在職期間に応じて、企業会計から収入いたします退職手当上下水道

事業会計負担金、大阪府後期高齢者医療広域連合に派遣する職員に係る給与等負担金、会計年度任用職員等雇用保険個人掛金などを計上いたしております。

次に、歳出でございます。

68ページから74ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、秘書業務をはじめとする市長公室の各課に関わります事務執行経費のほか、人事課が所管いたしております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などに係る経費を計上いたしております。

同じく74ページ、目2文書広報費では、広報紙及びホームページに係る経費のほか、シティプロモーションの推進に向けたふるさと応援寄附金の業務に係る委託料や、市のPRグッズ作成などに係る経費、大阪銘木イベント実施に係る補助金などを計上いたしております。

78ページ、目5企画費では、政策推進課に係る事務執行経費などを計上いたしております。

82ページから84ページ、目11人権政策費では、人権啓発推進顧問の報酬に要する経費などを計上いたしております。

84ページ、目12男女共同参画費では、男女共同参画センターの講座開催及び相談業務などに係る経費を計上いたしております。

次に、人件費に係る内容をご説明いたします。

212ページからの給与費明細書をご参照願います。

令和6年度当初予算の人件費は、特別職に係る予算として3億9,218万5,000円、一般職に係る予算といたしまして、68億5,994万3,000円、総額72億5,212万8,000円を計上いた

しております。

前年度当初予算と比較いたしますと、4億1,290万7,000円の増額となっております。これらの人件費の内訳は、それぞれの予算科目において計上いたしており、報酬が12億4,847万5,000円、給料が23億9,915万1,000円、職員手当等が24億751万円、共済費が11億9,699万2,000円となっております。

次に、一般職の人件費の主な増減についてでございますが、人件費全体では3億9,311万1,000円の増額となっております。

この内訳につきましては、報酬で1,483万円の減額、給料で2,239万円の増額、職員手当で3億5,922万9,000円の増額、共済費で2,632万2,000円の増額となっております。

報酬は、学童保育業務の一部委託に伴うパートタイム会計年度任用職員の人数減少に伴う減額、給料は、令和5年人事院勧告に伴う給料表改定による増額、職員手当は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給すること及び、退職予定者数が前年度に比べ増加することに伴う退職手当の増額、共済費は期末手当及び勤勉手当の増加に伴う増額がそれぞれの主な要因でございます。

続きまして、議案第9号 令和5年度摂津市一般会計補正予算(第10号)のうち、市長公室に係る事項につきまして、その主な内容について補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

20ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金では、企業版ふるさと納税に係る指定寄附金を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

24ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、旅費などの経常経費について、決算見込みによる減額をいたしております。

26ページ、目5企画費では、印刷製本費などについて、決算見込みによる減額をいたしております。

目11人権政策費では、委託料等について、決算見込みによる減額をいたしております。

目12男女共同参画費では、報償金などについて、決算見込みによる減額をいたしております。

次に、人件費に係る内容につきまして、58ページからの給与費明細書をご参照願います。

特別職の人件費につきましては、総額で184万6,000円の減額となっております。これは、その他の特別職の報酬に係る決算見込み等による減額が主な要因でございます。

次に、一般職の人件費につきましては、給料で205万5,000円の減額、職員手当で1,909万8,000円の増額、共済費で52万4,000円の減額となっております。

給料及び共済費は、年度途中で退職する職員が生じたことによる減額、職員手当は、自己都合の退職者が生じたことに伴う退職手当の増額がそれぞれの主な要因でございます。

以上、議案第1号 令和6年度摂津市一般会計予算及び議案第9号 令和5年度摂津市一般会計補正予算(第10号)の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 石原総合行政委員会事務局長。

○石原総合行政委員会事務局長 議案第1号 令和6年度摂津市一般会計当初予算のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員事務局に係ります項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書40ページ、款15国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金は、在外選挙人名簿登録事務に係る委託金でございます。

続きまして、歳出でございますが、80ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7公平委員会費及び目8固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬など委員会運営に係る経費でございます。

96ページから98ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、委員報酬など委員会運営に係る経費及び鳥飼書庫解体工事に係る実施設計委託料でございます。

98ページから100ページ、目2市長選挙費につきましては、令和6年10月11日に任期満了となります摂津市長選挙に係る執行経費でございます。

102ページから104ページ、項6監査委員費、目1監査委員費につきましては、委員報酬など監査事務実施に係る経費でございます。

以上、議案第1号 令和6年度摂津市一般会計当初予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 令和5年度摂津市一般会計補正予算(第10号)のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員事務局に係ります項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、18ページ、

款16府支出金、項3委託金、目1総務費委託金につきましては、令和5年4月9日執行の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙に係る執行経費の確定に伴い、選挙費委託金を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、26ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7公平委員会費につきましては、事業費の精査に伴い減額するものでございます。

30ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、事業費の精査に伴い減額するものでございます。

同じく30ページ、目2府知事及び府議会議員選挙費につきましては、令和5年4月9日執行の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙に係ります執行経費の不用額を減額するものでございます。

32ページ、項6監査委員費、目1監査委員費につきましては、事業費の精査に伴い減額するものでございます。

以上、議案第9号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第10号）の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 松田消防長。

○松田消防長 議案第1号 令和6年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書34ページ、款14使用料及び手数料、項2手数料、目5消防手数料は、危険物設置許可等及び検査手数料、保安三法設置許可等及び検査手数料でございます。

40ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

46ページ、款16府支出金、項2府補助金、目7消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金、権限移譲交付金でございます。

58ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入の消防本部所管分は、消防団員退職報償費、近畿道救急業務実施市町村交付金などでございます。

次に、歳出でございますが、予算書170ページ、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費は15億9,145万1,000円で、前年度と比較して61%、6億277万円の増額となっております。主なものでは、需用費は、消防車両のメンテナンス経費などでございます。

172ページ、庁舎清掃委託料、消防庁舎総合管理業務委託料、救急資器材管理供給業務委託料などでございます。

使用料及び賃借料は、土地借上料、寝具借上料、救急活動用感染防止衣借上料などでございます。

備品購入費は、高規格救急自動車、救助工作車、消防ポンプ自動車、査察車の更新に係る機械器具費、火災現場等で使用する空気呼吸器の軽量ボンベ、NBC災害で使用する化学防護服、救急活動で使用する半自動体外式除細動器AEDの購入に係る消防器具費などでございます。

174ページ、負担金補助及び交付金は、大阪航空消防運営費負担金、広域消防指令情報システム負担金、指令センター共同運用等負担金などでございます。

目2非常備消防費は9,007万円で、前年度と比較して4.4%、413万9,000円の減額となっております。

報酬は、消防団員に支払う消防団員年間報酬、火災及び警戒等の出動に係る出動報酬でございます。

報償費は、退職消防団員に支払う報償金などでございます。

需用費は、消防団の活動経費などでございます。

176ページ、備品購入費は、市第二分団の消防ポンプ自動車の更新に係る機械器具費、小型動力ポンプの更新に係る消防団器具費でございます。

負担金補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金などでございます。

以上、議案第1号 令和6年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 令和5年度摂津市一般会計補正予算(第10号)のうち、消防本部に係る事項につきまして、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、補正予算書48ページ、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費はいずれも執行差金で、決算見込みにより減額をいたすものでございます。

目2非常備消防費はいずれも執行差金で、決算見込みにより減額をいたすものでございます。

以上、議案第9号 令和5年度摂津市一般会計補正予算(第10号)のうち、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは質問に入らせていただきます。

まず一つ目、予算概要10ページ、職員健康管理事業です。

本市においては、いわゆる胃カメラの導

入を検討していくことで聞いておりますが、職員の健康管理において胃カメラの導入について、今のところどういう考えなのか、お伺いします。

続いて2番目、人事管理事業のうちのコミュニケーション支援アプリ使用料です。

非常に役に立つアプリケーションで、すごくいい取組だと思っています。今後4月から障害者差別解消法によって、民間の努力義務が法的義務に変わると思います。牛井屋がバリアフリーになることは考えにくいのですが、それに伴ってどのような研修を行っていくのかお聞きします。

続いて12ページ、組織課題別能力開発事業です。これは野口委員や安藤委員も議会で取り上げられておられますけども、セクハラの問題です。

少し視点を変えて聞きたいと思いますが、これに対する取組については、非常に先進的な取組をやっておられます。プロジェクトチームによつての提言によりロゴチャットツールに限定したり、あとは分限懲戒審査委員会においてセクハラ加害が認定された場合、原則、降格させる取組をやっておられると思います。

しかしながら、環境型とか妄想型といった場合、加害者の意識がない場合が見受けられるかと思えます。いかにしてその気づきを与えられるかという取組についてお教えてください。

4点目、16ページ、広報課に移ります。

広報板についてです。地域の行事、特に地区自治会の行事は広報板がいまだに重要な役割を果たしていると思うのですが、今のところ広報板の数と推移についてお教えてください。

5番目、シティプロモーションです。

今回、消耗品費が多く計上されておられ

ますが、この部分についてお教えてください。

そして、16ページのパソコン等借上料の内訳について、まずはお教えてください。

7番目、20ページ、防災ステーションに関わる部分です。

令和6年度の取組についてお教えてください。

続いて8番目、人権に関わる問題です。

24ページ、人権啓発推進顧問報酬があるかと思いますが、その顧問の業務について、お教えてください。

9番目、26ページ、O i T r のディスプレイ利用料3万6,000円が計上されています。この利用料について、初めて上がってきていると思うので、教えてください。

10番目、女性問題相談についてです。

毎年聞かせていただいておりますけども、男性の相談について今のところどのような見解をお持ちか、お教えてください。

11番目です。

これは人権に関わる問題だと思っておりますが、この数年間で、コンプライアンスについて本市は非常に積極的に取り組んでいっていると思っております。市民から職員がハラスメントを受けた場合については、それに対する方策とか委員会があります。あつてはならないことですが、職員から市民へのハラスメントがあった場合において今のところ抜け道状態になっていると認識しています。

ですので、そこについて見解があればお教えてください。

12番目、消防に移ります。

予算概要の100ページで、消防職員教育訓練派遣事業です。

免許取得教習委託料とありますけども、この予定についてお教えてください。

13番目、消防大学校入校負担金で、令和6年度の予定について教えてください。

14番目、104ページ、救急活動事業です。

重要な命を扱う救急救命士の訓練予定についてお教えてください。

以上となります。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課に係ります3点の質問にお答えいたします。

まず、質問番号1番、職員定期健康診断への胃カメラ導入に係る質問であったと思います。

人事院から、胃内視鏡検査について推奨する旨の通知がありました。一方で、厚生労働省発出の職域におけるがん検診に関するマニュアルには、胃がん検診の検査項目は、胃部X線検査、または胃内視鏡検査のいずれかとするとの記載がございます。

がん検診は、労働安全衛生規則上においては、法定項目外ではありますが、実施機関に確認したところ、胃内視鏡検査については、出血に対してや薬剤の使用に対する緊急対応が必要である場合があることから、施設で行うものであつて、施設外で行うのは困難であるとの説明を受けております。

したがいまして、市役所の敷地内に出張いただいている現状におきまして、胃内視鏡検査の導入は難しいこととなります。

なお、定期健康診断を受診せずに、人間ドックを希望される職員も全体の3分の1程度おりまして、こちらでは、自費ではございますが、胃内視鏡検査の希望は可能となっております。

続きまして、質問番号2番、改正障害者差別解消法の施行に伴う庁内研修という内容であったかと思っております。

これまで、合理的配慮の不提供の禁止が自治体において法定義務となった以降、平成26年度と平成29年度に障害者差別解消法の研修を実施してまいりました。ここでは、合理的配慮の基本的な考え方や、逆に過重な負担の基本的な考え方等々学びました。令和6年度におきましては、研修講師からこれまで、実際に取り組んできたことですか、我々職員が市役所の中で気づいていないこと、あるいは配慮が足りていないところ等々、実践に近い形の内容での研修実施を考えております。

質問番号3番、セクハラについてでございます。

セクハラの回答数が増加した理由は主に2点あると思っております。その1点目が、委員がおっしゃいましたように、自らの行為がセクハラであると認識できていないということ、2点目は、より手軽に、かつ表面化しにくいSNS等を利用してあることであると考えています。

行為者に気づかせるための対応策でございます。一つ目に、まず職場等におけるハラスメント防止指針におけるセクハラとなり得る具体例を追加変更することを考えております。

今回のアンケート調査結果で、SNSでのハラスメントが上げられましたように、時代によって、またケースによって今後新たに共有化すべき、具体例が出てくる可能性がありますので、防止指針の内容につきましては随時点検、更新を図る必要があると思っております。

2点目に、行為者の視点でフェローチェックを行うことを考えております。セクハラに関するアンケートは、これまで被害についてのアンケートが多くございました。加害行為のセルフチェックを行うことで、

その行為がセクハラであると気づかせることが可能であるかと考えております。

こうしたことを行うとともに、セクハラは加害者だけでなく、被害者もハラスメントであると気づかない、理解していない場合もございますので、管理職だけではなくて、全職員を対象に研修を実施してまいります。

以上でございます。

○三好義治委員長 仲野課長。

○仲野広報課長 それでは、広報課に係ります3点の質問についてお答えさせていただきます。

まず、質問番号4番、広報板の数と推移についてご説明いたします。

市広報板は、市のお知らせや自治会などの地域のお知らせなどにご利用いただけるよう設置させていただいております。令和5年度につきましては、JR千里丘駅の広報板を含めまして203台でございます。令和4年度は203台、令和3年度と令和2年度は204台でございました。令和4年度に1台減少しておりますのは、鳥飼地域のちびっこ広場の廃止に伴いまして、広報板を一時撤去させていただいており、現在、地域で新たな設置場所についてはご検討いただいているところでございます。

続きまして、質問番号5番のシティプロモーション推進事業の消耗品費が増加していることについてご説明いたします。

シティプロモーションの推進にあたりましては、令和5年度にイベント会場の机に設置するPR用の幕やセッピィのパネル、スタッフジャンパーなど、PRブースの環境を整えさせていただきました。今回計上させていただいている消耗品は、本市のブースに来ていただいたときに、一層摂津市のことを知っていただけるよう、セッ

ピィを活用して、普段も使えるグッズを作成させていただくための消耗品でございます。

現在想定しているグッズにつきましては、セッピィをプリントしたエコバッグやキーホルダー、あとアクリルスタンド、別途備品として購入を予定させていただいておりますカプセルトイに入れて、アンケートにお答えいただいた方にガチャガチャを回していただいて、お配りをさせていただくことを想定しております。

今後、大阪・関西万博の開催にあたりまして、大阪府などが企画するイベントが増えることを想定しております。そのようなイベントにおきまして、本市の認知度向上に向け積極的にPRしていきたいと考えております。

続きまして、質問番号6番、OA機器管理事業のパソコン等借上料についてご説明させていただきます。

この費用につきましては、広報紙を作成するために必要なソフトの5ライセンス分のコンプリートパックの借上料などがございます。

ソフトの内容につきましては、広報紙面の作成に使用するインデザインや写真などの加工に使用するフォトショップ、イラスト作成に使用するイラストレーターなどのソフトに関する使用料でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 寺田参事。

○寺田政策推進課参事 7番目、淀川河川防災ステーション等整備促進事業の令和6年度の取組についての質問にお答えいたします。

淀川河川防災ステーション等整備促進事業の予算としましては、3回分の説明会等で使用する資料の印刷製本費及び関係

する消耗品と、河川防災ステーションの上部を有効活用した高台まちづくりを実践している自治体との意見交換のための普通旅費、あくまでも想定ですけれども二人分、1回を計上しております。

また、予算計上はしておりませんが、河川防災ステーションの用地取得に向けた関係地権者との交渉について、引き続き国と連携してまいります。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井副理事。

○由井市長公室副理事 それでは、質問番号8番から11番についてお答えさせていただきます。

まず、人権啓発推進顧問についてです。人権啓発推進顧問に関しましては、人権問題に関して深い理解と豊富な知識を有し、変化する人権の在り方に対応できる方に委嘱をしております。

そういったことから、担っていただいている業務としましては、あらゆる人権に関する問題について市民の理解と認識を深めるために、市民団体、職員、市内企業等へ講師として研修を行っていただいております。

また、学識経験者として人権関連の会議にもご出席いただいております。

令和6年度から人権女性政策課で新規事業として行いますインターネットの差別書込みモニタリング事業についても、一緒に携わっていただく予定としております。

続きまして、9番目のO i T rのディスプレイ利用料についてお答えさせていただきます。

人権としての尊厳を脅かされかねない女性特有の負担を社会全体で解消していくことは、ジェンダーギャップの解消に近

づく道であると考えられることから、官民の連携による継続的な支援として、O i T r 株式会社と協定を締結し、市役所本庁舎女子トイレに生理用品の無料提供システムを令和4年から設置をしております。令和5年度末には、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設でありますウィズせつつの複合施設としてのコミュニティプラザにも設置をします。

その新しく設置する1基については、システム利用料及び機器のレンタル料が発生することから、令和6年度予算計上しているものです。

続きまして、10番目の男性相談についてお答えさせていただきます。

男らしさの固定概念などにより、精神面で孤立しやすい傾向にある男性を対象に、自らが抱える様々な問題を解決しようとする方の相談を受け、その解決に資することを目的に、平成26年度から男性相談事業を毎月第4水曜日の午後1時から4時まで実施いたしております。

男性電話相談に関しましては、令和2年度が5件、令和3年度が11件、令和4年度が14件、令和5年度が2月末で23件と増加しております。男性相談に関しましては、具体的公的支援の情報ではなく、傾聴に関わる部分が多く、内容からも、男性相談員への相談を希望されるケースが多くなってございます。男性相談に関しましては、男性電話相談だけではなく、本庁の人権女性政策課においても対応しているところです。

続きまして、11番目の職員から市民がハラスメントを受けた場合について答弁させていただきます。

人権女性政策課においては、人権相談を受け付けております。職員以外の者であっ

て、職員からハラスメントを受けたとされるものについては、人権問題としての相談を受けることは可能であり、必要に応じて外部の相談窓口として、大阪府の労働局、労働基準監督署にある総合労働相談コーナー等の情報提供を行っております。

以上です。

○三好義治委員長 大藪課長。

○大藪消防総務課長 それでは、質問番号12番及び13番の質問にお答えいたします。

まず、質問番号12番、免許取得教習委託料についての質問にお答えいたします。

消防車両の機関員の資格取得に伴います大型自動車運転免許等の教習委託料でございます。普通自動車運転免許を所持している者が、大型自動車運転免許を取得する経費といたしまして、1名当たり約40万円が必要となります。令和3年度までは、毎年2名の職員に取得させていましたが、職員の入替わりが多いことから、隔日勤務者の機関員不足の問題が顕著になり、令和4年度から6名の者に大型自動車運転免許を取得させ、消防車両の機関員を養成しているところでございます。

現在、隔日勤務をしている者は、警防第一課38名、警防第二課37名の合計75名で、そのうち、大型自動車運転免許の資格を持っていない者は16名おまして、職員の勤務シフトや配属等により当務の消防隊の編成に支障をきたすことがないよう、体制を整える必要がございます。

人選につきましては、当直を預かっている警防第一課長及び警防第二課長と協議し、人選しており、令和6年度も6名の者に大型自動車免許を取得させる予定でございます。

続きまして、質問番号13番、消防大学

校入校負担金の質問にお答えいたします。

本市が受講を希望する消防大学の幹部科につきましては、1期あたり定員60名で、1年間に4期が実施されますので、年間を通じ240名が幹部科を受講することができます。都道府県ごとに割当て人数が決まっておりますが、全国の消防本部数は約720本部、大阪府内の消防本部は26本部となっております。

幹部科は将来の消防本部の幹部を育成するための重要なカリキュラムです。受講を希望する消防本部が多く、大阪府が要望調査し、抽せんにより決められております。令和5年度及び令和6年度におきましては、既に要望調査後の抽せんの結果、選外となっている次第でありまして、現在キャンセル待ちをしている状況でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 それでは、質問番号14番の質問にお答えいたします。

救急救命士の内容でございまして、消防学校入校負担金と、救急救命士研修負担金についてご説明申し上げます。

消防学校入校負担金につきましては、大阪市消防局高度教育訓練センターに職員を派遣するためのもので、内容は、内訳は、救急救命士を養成する課程に1名を約7か月、指導救命士を養成する課程に1名を約1か月、計149万円を計上させていただいております。

救急救命士の研修負担金についてです。救急救命士が大阪医科薬科大学病院で実施する病院実習でございまして、負担金の内容の内訳は、就業前病院実習が4名、生涯教育病院実習が14名、気管挿管病院実習が2名、ビデオ喉頭鏡病院実習が2名でございます。

実習の内容としましては、就業前病院実習は、救急救命士が活動する前に受けなければならない実習でございます。生涯教育病院実習は、運用救命士が最新の知識や技術向上のため、2年に1度受けなければならない実習でございます。

また、気管挿管病院実習は、救急救命士が気管挿管を現場活動で実施するために、病院で医師指導の下、30症例の実技を行います。

最後に、ビデオ喉頭鏡病院実習は、口腔内の声門を直視下で確認しながら気管挿管を行うことができる喉頭鏡を使用するために必要な実習で、気管挿管病院実習を修了した者が受けることができる実習でございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

まず、胃内視鏡検査についてです。希望者においては個別に受けれるように補助を出していただけるように、またこれも要望とさせていただきます。

続いて、コミュニケーションアプリです。

これについては、今までやっていない研修をやっていくという答弁だったかと思えます。また、気づきを与えるような研修をどんどん実施していただければと思います。これも要望としておきます。

3番目です。

セルフチェックなどによって加害者の意識をしっかりと想起させるということです。これに対して例えば認定された後の研修でアサーションが入っているかと思えます。このアサーションの内容について、2回目にお聞かせください。

続いてです。広報板については理解いたしました。

要望になりますけれども、JR千里丘駅西口の再開発のときに通路をかなり拡張するような工事もあります。できればそちらに大きな広報板を作っていただいて、また、市民が自由に使えるような広報板があればいいと思いますので、要望というか希望になりますけれども、よろしくお願いします。

5番目です。シティプロモーションです。

代表質問でも触れさせていただきました。こういったものに関してはSNSのインフルエンサーが非常に強いと私は感じています。カプセルトイとかグッズなんかインフルエンサーに実際に触っていただいて、動画を上げていただいたり、写真を上げていただくことによって、認知度はかなり広まるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思っています。

あと、ガチャガチャについては、JR千里丘駅にガチャガチャコーナーができていますので、その一角でも借りれたらと、これも希望ですけれども、交渉をよろしくお願いします。

6番目、パソコン等借上料です。

5ライセンス分で、これはサブスクで、Aから始まる会社のソフトを使用しているのかというところです。今支給されているパソコンもGPUを積んで、結構いいものを支給されています。それを有効活用していただいて、できるだけコスト削減に取り組んでいただければと思っています。よろしくお願いします。

続いて、7番目、河川防災ステーションです。

3回分の印刷製本費、高台まちづくりの意見交換の取組を行うことで理解いたしました。

こういったところ、予算としては心もとないなと思っているわけです。次年度から

本格的に取り組んでいくのかと捉えています。ここで福渡副市長が国土交通省へ戻られるということで、残されていく者に対してエールを送っていただければと思うので、よろしくお願いします。

8番目です。人権問題です。

人権啓発推進顧問の業務の中にモニタリングが入ってくるということでした。ただモニタリング事業は主要事業一覧の中には入ってきていますが、予算としては見えてないような状況かと思います。まずはそこについてですけれども、どのような手法を用いてモニタリングするのか、お教えください。

9番目、O i T rのディスペンサー利用料についてです。これは理解いたしました。

2020年にノーベル経済学賞を受賞したアメリカの学者の研究によると、男女の賃金格差は、日本においては4か月と18日ほど、うろ覚えになっていますけれども、それぐらい賃金格差が出ているとのレポートが先日出ていました。そこにおいて女性の貧困が一つ課題にあるのかと私は思っています。

防災危機管理課や教育委員会とも連携して、そういった生理用品の配布については広くご検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

10番目です。

男性の相談件数が年々増加しているということで、男性についても一定の需要があるようです。自殺される方、自ら命を絶たれる方の比率を見ても、男性のほうが多かったですし、どうしても男性は精神面でもろいところがございます。そういったところに寄り添っていただけるような事業展開をよろしくお願いします。

11番目です。

コンプライアンスについてです。

市としての仕組みを改定するようなご予定などもしあれば教えてください。

1 2 番目です。

1 6 名の方について、大型免許がないということで、最近の人たちはオートマしか取らないようで、私もオートマしか取っておりません。大型免許については、必要に応じてしっかり取っていただくように、これは要望とさせていただきます。

消防大学校について、残念ながらキャンセル待ちということですが、3年に1度は回ってくるはずなので、3回に1回は絶対取れると思います。しっかり幹部養成もよろしく願いいたします。これも要望にしておきます。

救急活動事業の訓練内容について分かりました。それに付随して、救急資器材管理供給業務委託料が計上されているわけですが、そこについての予定というか、どういう仕組みかをお教えいただければと思います。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、人事課に係ります質問にお答えいたします。

アサーション研修についてですけれども、セクシャルハラスメント防止調査プロジェクトチームの中で、お互いを認め合った上で、嫌なことは嫌と言える力の養成が必要であると議論がございました。新規採用職員等が断っているのかどうかも分からない中で、懇親会等に誘われ、接待させられるなどの実態があるという意見もございました。

嫌なことを嫌と言える力の養成ということで、これは決してセクハラに対してノーと言えないことが悪いことではなくて、

お互いが良い関係性の中で、自らの思いや考えを伝えられることが必要であるとの観点からでございます。

例えば、吹田市の小学生・中学年を対象とした授業に、知らない人から声をかけられたら、ギャーと大声で叫ぶ練習をするものを聞いたことがあります。嫌なことは嫌と、はっきり言う訓練の一環だと思います。

アサーション研修は研修の内容として、言いつらいこと、伝えづらいけれども伝えなければならないこと、異なる意見を伝えることなど、お互いの価値観を尊重しつつ、自分の意見を的確に言葉にする形として、ハラスメント研修の中に取り入れることが効果として大きいと思いますので、取り入れる形で実施することになろうと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 福渡副市長。

○福渡副市長 残された職員に対するエールでございます。残されたというか、今後も引き続き頑張ってください職員の方々に対してお話しさせていただきます。私がいなくなることが分かってから、鳥飼まちづくり担当の人たちにはいろいろと、こういうことを考えたほうがいいのか、メモを書いてもらっておりまして、そういうのを次の方とかにも引き継いでほしいと思います。いろんな課題が説明会とか、ワークショップをやっている間に出てくると思うので、自らこれまでどおり勉強していただいて、よりよいやり方を探していただくのは引き続きお願いしたいです。後は、新しく鳥飼まちづくり担当に今度配属される職員の方々にも、住民の方々にも、この際なので、摂津市が置かれている

災害リスクの高さをちゃんと勉強していただく。勉強したことを住民の方々と共有して、職員も防災力が強くなるし、住民の方々も一緒に防災力が強くなって、全体がよくなるようにやっていていただきたいと思います。

それと、問題の大きなところは、避難行動要支援者の方々が一定程度いらっしゃって、それは鳥飼まちづくり担当だけではなく、全庁挙げてやらなきゃいけないことであります。そういう意味で、そのほかの全庁の職員の人たちにも水害リスクを正しく理解していただいて、それで自分らが何しなきゃいけないのかを常に意識しながら、行動できるようになっていただけたらありがたいと思っています。

以上です。

○三好義治委員長 由井副理事。

○由井市長公室副理事 それでは、2回目の質問にお答えさせていただきます。

インターネットのモニタリング事業は、摂津市人間尊重のまちづくり条例の目的でもある、様々な差別をなくし、人権意識の高揚を図り、全ての市民の人権が尊重される人間尊重のまちづくりを推進することを目的とするための施策として、今回、インターネット上の差別的な情報、書込みに対するモニタリングを行うものです。

実施場所としましては、人権女性政策課の課内で行います。原則月1回、2時間程度の実施を予定しております。

実施対象としましては、地区名を含む摂津市及び施設市民に関わる差別的な情報や書込みを2ちゃんねる、5ちゃんねる等で検索をし、発見した場合には削除要請を行うものです。

以上です。

○三好義治委員長 もう一点。

平井公室長。

○平井市長公室長 それでは私から、11番目の市民が職員からハラスメントを受けた場合という質問だったかと思います。

そもそも職員が市民に対しハラスメントを行うことは非常にゆゆしき事態だと思います。市民対応というのは非常に大事なことです。職員に対しましては接遇という意味で、常日頃研修等でしっかりやっています。それがハラスメントになるとさらにもう1段階上がった状況になりますので、あまりそういった状況は想定しづらい部分ですけども、万が一そういった場合、当然職員に対する苦情と申しますか、そういった事案になりますので、まずは人事課や人権女性政策課やその所管の所属長等に、そういったお話が入ると思います。そこでしっかり対応と申しますか、やっていくべき話かと考えております。

ですので、特別にハラスメントの相談窓口を設けることは今のところは想定はしておりません。万が一そういった場合は、むしろ第三者的な機関があったほうがいいのかと思いますので、それは設置するというよりむしろ、先ほど由井副理事から答弁がありましたような、そういったところでの相談をしていただくのが公平な観点からもいいのかと考えております。

あと、逆に市民から職員が、いわゆるカスタマーハラスメントではないですけども、厳しいことを言われるケースというのが、最近特に多い状況でございます。我々としては、そこに対する対応はしっかりと、警察とも連携しながら取り組んでおるところでございますので、その辺を含めて職員の研修と申しますか、そこはしっかりやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 小田原課長。

○小田原救急救命課長 救急資器材管理供給業務委託、SPDについての質問にお答えします。

まず、SPDとは、supply、供給、processing、情報処理、distribution、配送・流通の頭文字を取って略されたものでございます。

内容は、医療材料物流管理システムのことで、病院等における医療用消耗品等の購入に関する発注、院内物流、定数管理などの業務を業者が受託し、同時に物品の供給も行います。事業所が事業拡大のため、近年、消防機関へ参入し、導入されているものとなります。

具体的には、委託することにより、物品の箱単位の購入ではなく、少ない数量での購入による期限切れの防止や、適正数量によるコスト削減、受託事業者は主に病院が取引先のため、物品を大量に仕入れることができることから、物品の安定供給を受けることができます。

また、従前、発注、在庫管理、及び廃棄等を災害出動する職員が担っておりましたが、委託することで、それらの時間を訓練などの専門職の業務に配分することが可能となっております。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。最後、要望とさせていただきます。

アサーションについては、結局、より自立した個人同士だということを認め合うところが、最も基本的な考え方かと思えます。なかなか日本ではまだ根づいてない考え方かなと思っていますので、これも徹底してやるようお願いいたします。

続きまして、福渡副市長から、本当にあ

りがとうございました。鳥飼まちづくりグラウンドデザインに関わっている皆さん、本当にいつも努力していらっしゃる、いろんなことも言われながら、大変な思いをされていると思いますけども、ぜひまた頑張っていきたいということで、要望とします。

続いて、人権のところです。

人権啓発推進顧問のモニタリングですが、これは予算としては現れてきていないのですが、業務量としては増えると思っています。新規事業に出てこないのですが、今どう捉えられているのか、最後、お願いします。

続いて、コンプライアンスの部分については、一定理解いたしました。最終的には民民になってくるのかと思うので、そういうことが起きないように、細心の注意を払っていただきたい。

SPDについてです。

SPDについては、要は薬箱と、昔あったような形で、常に補給されるというイメージで理解いたしましたので、こちらにも必要に応じてしっかりと使いこなしていただくようよろしくお願いいたします。

最後、一点だけです。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、新規事業等によります業務量の増に対して人事課の対応の質問だったと思います。

毎年10月に政策経費に係る予算要求を各課は行いますが、そのタイミングで人事課に対して、次年度に必要な時間外勤務時間数や会計年度任用職員の人数などの予算の要求をいただきます。当然ながらこの要求は、課長のマネジメントの中で必要とするものが要求されることとなります。

12月頃から、この予算要求に対する人

件費査定を行います。その場で、特に政策経費として要求されている事業の内容やそこに係る労力をヒアリングするとともに、課の状況を確認することもございますし、業務の効率化や職員間で時間外勤務時間数の偏りがいかなど確認しながら、またそれ以降の年度の見込みも確認しながら、査定をしております。

業務量が増えると、当然ながら課としての総労働時間数は増えることから、時間外勤務時間数の増であったり、会計年度任用職員の配置であったり、場合によっては職員の増を行ったこともございます。

一方で、委託あるいは効率化によって減となる場合もございます。査定以外の場でも話を伺ったりしておりますけれども、こういった場を通じて対応しているということでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 本日の委員会はこの程度に留め、散会します。

(午後4時35分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 嶋野浩一郎